

都 市 整 備 部

東 部 地 区 交 通 環 境 改 善 担 当
ま ち づ く り 推 進 課
住 宅 課
用 地 課
道 路 管 理 課
交 通 対 策 課
建 築 指 導 課

東部地区交通環境改善担当

1 東部地区における交通環境改善

予算科目（款・項・目） 40・15・05

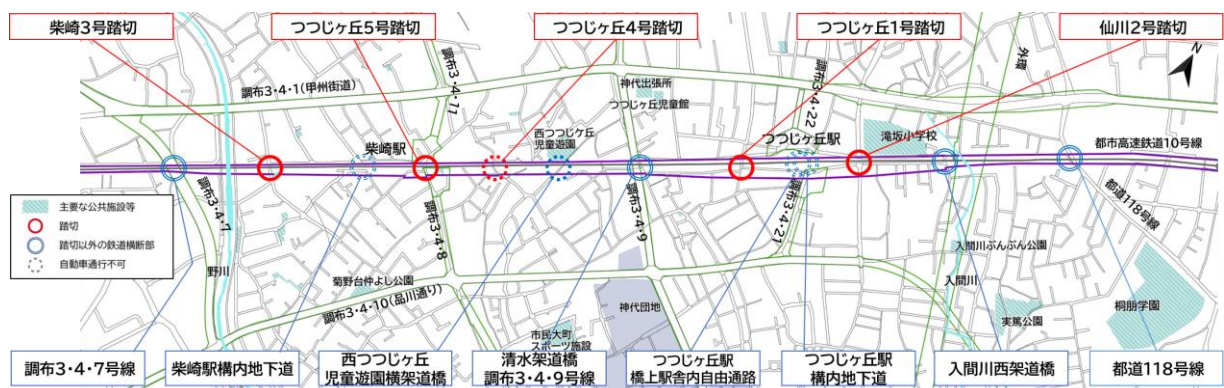
〔決算書323ページ〕

東部地区における将来的なまちづくりの展望の下、つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺における抜本的な踏切対策や沿線まちづくりなど、交通環境の改善に向けた取組を推進するもの

令和2年度に抜本的な踏切対策の検討に着手し、令和3年4月に仙川駅から国領駅間の5箇所の踏切が踏切道改良促進法に基づく改良すべき踏切道に指定されたことを踏まえ、令和7年度は、引き続き、連続立体交差事業調査を実施して、交通環境改善に係る取組の検討及び関係機関との協議・調整を進めた。

年度	主な内容
令和2年度	京王電鉄と共に抜本的な踏切対策の検討に着手(4月)
令和3年度	仙川駅から国領駅間の5箇所の踏切が踏切道改良促進法に基づく改良すべき踏切道に指定(4月)
令和4年度	国の補助金を充当した連続立体交差事業調査に着手(4月)
令和5年度	- 学識経験者等を交えた交通環境に関する検討会を設置(5月) - 学識経験者等を交えた交通環境に関する検討会の中間報告を取りまとめ、市民に周知を図るオープンハウスを開催(3月)
令和6年度	- 京王電鉄京王線(つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区)開かずの踏切解消促進協議会を設立(1月) - 東京都(都知事)に対して、次期「踏切対策基本方針」策定の際の鉄道の立体化の検討対象区間抽出に特段の配慮及び技術的支援並びに財政的支援を要請(2月)
令和7年度	- 学識経験者等を交えた交通環境に関する検討会の報告書を取りまとめ、市民に周知を図るオープンハウスを開催(11月) - 国(国土交通省・財務省)に対して技術的支援並びに財政的支援を要請(11月) - 市施行による連続立体交差事業の推進を表明(12月) - 国土交通大臣に対して「地方踏切道改良計画」を提出(3月)

【京王電鉄京王線 つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区 踏切位置図】



踏切道名	道路名	法指定基準			ピーク時の踏切遮断時間 (分/時)
		歩行者ボトルネック	開かずの踏切	地域課題	
仙川2号踏切	市道E202号線		○		52分
つつじヶ丘1号踏切	市道E164号線		○		54分
つつじヶ丘4号踏切	市道E123-3号線		○		44分
つつじヶ丘5号踏切	市道C25号線	○	○	○	47分
柴崎3号踏切	市道E74号線		○		48分

まちづくり推進課

1 生活道路整備・狭あい道路整備

予算科目（款・項・目） 40・10・15

〔決算書 315 ページ〕

広域的な道路を補完し、地区内の移動を支える生活道路の整備及び建築基準法第42条第2項に係る狭あい道路の整備を進め、安全・安心なまちづくりを目指すもの

(1) 生活道路整備

ア 生活道路整備の計画について

市は、昭和61年に「調布市生活道路網整備計画」を策定し、平成6年に改定、平成16年及び平成25年に修正を行い、整備を進めてきた。

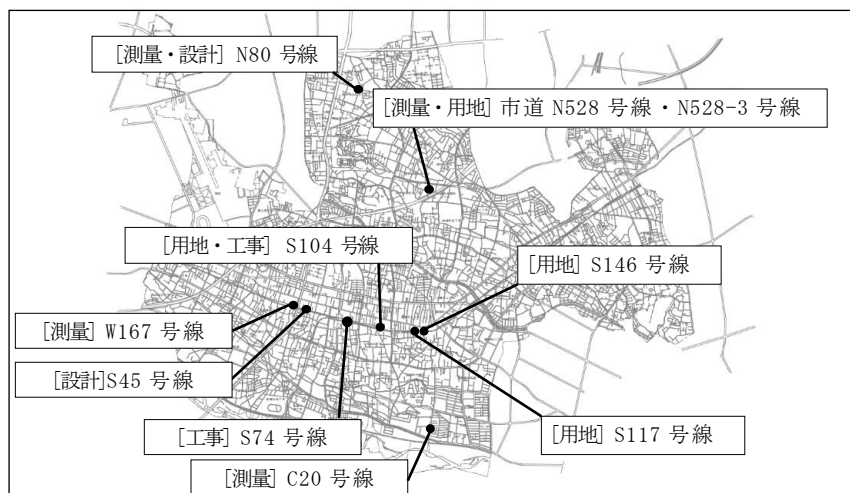
その後、広域的な移動を支える都市計画道路と広域的な道路を補完し地区内の移動を支える生活道路を一体的に計画して整備を進めるため、平成28年3月に「調布市道路網計画」を策定し、令和8年3月に改定を行い、生活道路の整備を進めている。

イ 令和7年度実施内容

測量・設計及び用地取得、工事を行った。路線は下記のとおり。

分類	路線名	位置	工事延長(m)	面積(m ²)
測量・設計	市道 N80 号線	深大寺北町 5 丁目		
	市道 N528 号線・N528-3 号線	深大寺南町 4 丁目		
	市道 W167 号線	下石原 2 丁目		
	市道 S45 号線	小島町 1 丁目		
	市道 C20 号線	染地 2 丁目		
用地	市道 S104 号線	布田 2 丁目		87
	市道 S117 号線	国領町 1 丁目		20
	市道 S146 号線	国領町 5 丁目		16
	市道 N528 号線・N528-3 号線	深大寺南町 4 丁目		43
工事	市道 S74 号線	布田 4 丁目	46	
	市道 S104 号線	布田 2 丁目	160	
合計			206	166

※ 表示単位未満は、四捨五入している



(2) 狭あい道路整備

災害時の避難路確保や緊急車両の通行、日照・通風を確保し、消防活動困難区域の解消を図ることを目的として、建築基準法第42条第2項の規定により指定されている4メートル未満の市道について、土地所有者の協力の下、幅員4メートルへの拡幅整備を行うもの

ア 申請受理件数 63件

- イ 測量等実施件数 48件
 ウ 工事件数 31件
 エ L形側溝整備延長 約590m
 オ 狭あい道路拡幅整備事業推進検討

2 都市計画管理事務 予算科目（款・項・目）40・15・05〔決算書319ページ〕

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、調布市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）に沿った都市計画の決定及び変更手続等を行うとともに、街づくりの上位関連計画の策定等の事務を行うもの

(1) 都市計画審議会

ア 概要 都市計画に関する事項について調査・審議を行い、関係行政機関に対して意見を述べるもの

イ 委員構成 市民（2人）、学識経験者（5人）、市議会議員（5人）、関係行政機関の職員（4人）をもって組織 男13人、女3人

回	開催日	内容及び結果
第1回	令和7年5月16日	・報告 第1号 調布駅周辺地区街づくりビジョン（素案）について
第2回	令和7年7月22日	・報告 第1号 富士見町3丁目地区地区計画変更について 第2号 神代団地地区のまちづくりについて
第3回	令和7年10月10日	・付議（原案のとおり議決） 第1号 調布都市計画生産緑地地区の変更について ・諮問（原案のとおり了承） 第1号 特定生産緑地の変更について ・報告 第1号 調布駅周辺地区街づくりビジョンについて 第2号 富士見町3丁目地区地区計画の変更について
第4回	令和7年12月23日	・付議（原案のとおり議決） 第1号 調布都市計画生産緑地地区の変更について ・報告 第1号 神代団地地区地区計画について 第2号 西調布駅周辺地区のまちづくりについて 第3号 公民連携による留保地整備について
第5回	令和8年2月9日	・付議（原案のとおり議決） 第1号 富士見町3丁目地区地区計画変更について ・報告 第1号 西調布駅周辺地区地区計画の変更について 第2号 調布駅周辺地区等のまちづくりについて 第3号 公民連携による留保地整備について 第4号 調布市景観計画の改定について

(2) 景観審議会

ア 概要 良好な景観形成を推進するため、市長の諮問に応じ、景観法に基づく届出や調布市景観条例に基づく事前協議に対し、指導又は助言等を行うもの

イ 委員構成 市民（2人）、学識経験者（5人）、市内で活動する市民団体又は関係団体が推薦する者（3人）をもって組織 男5人、女5人

回	開催日	内容
第1回	令和7年7月10日	・景観まちづくりの取組について ・景観計画の改定について

第2回	令和7年11月6日	・ 景観まちづくりの取組について ・ 景観計画の改定について
第3回	令和8年3月27日	・ 景観まちづくりの取組について ・ 景観計画の改定について

(3) 景観法に基づく届出等に関すること

調布市景観計画に定める景観形成方針や景観形成基準などを定め、一定規模以上の建築物の建築等を実施する際は、景観法に基づく届出や調布市景観条例に基づく事前協議を行い、必要に応じて助言・指導等を行うもの

ア 景観法に基づく届出及び通知 23件（届出：21件 通知：2件）

イ 景観条例に基づく事前協議 11件

ウ 景観法に基づく完了届 20件

(4) 景観アドバイザー

市長からの相談に応じ、景観法に基づく届出や調布市景観条例に基づく事前協議に対し、専門的な見地から意見を述べ、又は助言を行うもの

令和7年度は、景観アドバイザー相談を16回行った。

(5) 景観計画等検討調査業務

ア 景観計画の改定に向けた検討

調布市景観計画（平成26年2月策定）について、計画策定後の社会情勢やまちづくりの動向及び調布市基本計画やマスタープラン（令和5年8月策定）等の上位関連計画を踏まえ、改定に向けた調査検討を行った。

令和7年度は景観計画に子どもの視点を取り入れるため、市内の公立小学校5年生及び中学校2年生を対象に「調布市の景観に関する調査アンケート」を実施し、その結果や前年度までに整理した改定のポイントを反映させた調布市景観計画（素案）の作成を進めた。

イ 景観まちづくりの取組

市民の参加と協働の下、市の景観形成に関する課題及び将来像について検討することにより、市の景観施策の推進の一助とし、もって良好な景観形成に資するため、平成27年度に「調布市景観まちづくり市民検討会」を設置し、市民参加の景観学習を実施している。令和7年度は、昨年度から引き続き「協働による身近な景観まちづくり」について検討調査を行い、「景観計画第11章協働による身近な景観まちづくり/1. 小学校区に着目した景観まちづくり」の内容や、「調布市の景観に関する調査アンケート」の結果を踏まえ、各小学校区で整理されている「景観特性」、「主な景観資源」、「景観まちづくり（案）」の内容を更新し、市民意見を反映した景観まちづくりの方針（案）等を作成した。

回	開催日	内容	参加者数 (人)
第1回	令和7年6月4日	「西エリア5校区(第一小学校、第三小学校、石原小学校、多摩川小学校、飛田給小学校)の検討」 小学校区別にグループワークを実施し、資源マップの作成とあわせて現行の小学校区の景観まちづくり方針(案)への追加事項等について検討を行った。	19
第2回	令和7年10月3日	「調布市の景観に関する調査アンケートの分析」 調布市の景観に関する調査アンケートの回答を基に作成した景観カードおよび集計結果を用いて、大人との視点の違いや、子どもが良いと感じている景観について分析を行った。	13

第3回	令和7年10月9日	「調布市の景観に関する子どもアンケートのまとめ」 第2回で分析した子どもの視点を通じた調布市の景観の特徴や傾向をまとめ、調布市景観計画の資源図に落とし込む景観資源等について検討を行った。	15
第4回	令和7年11月26日	「小学校区別の「景観まちづくり方針（案）」のまとめ」 これまでの検討内容を落とし込んだ景観まちづくりの方針（案）等について、ワールドカフェ方式でグループワークを実施し、新たに挙げた要素の追加や、特徴・傾向の取りまとめを2回に分けて20校区分行った。	11
第5回	令和7年12月5日		13
第6回	令和8年2月27日	第4期（令和6・7年度）を振り返り、検討してきた内容がどのように反映されたかを景観まちづくりの方針（案）等を見ながら報告を行い、第5期の検討テーマとして予定している「夜間景観」について、景観アドバイザーによるミニレクチャーを実施した。	12

(6) 公共サインに関すること

調布市公共サイン整備方針及び調布市公共サイン整備ガイドラインに基づき、各地域の特性に応じた整備計画を策定し、外国人を含む利用者の立場に立った分かりやすく親しみやすい公共サイン整備を推進するとともに、適切な維持管理を図っている。

また、ユニバーサルデザインに配慮した公共サインの整備を推進するとともに、整備後の公共サインの維持管理を確立するため、庁内に「調布市公共サイン連絡協議会」を置き、公共サインの整備の推進や維持管理についての検討・調整に取り組んでいる。

令和7年度は、調布市中心市街地公共サイン整備計画（調布駅／第2期）に基づき、調布駅周辺に案内サインを2基、誘導サインを3基、調布市中心市街地公共サイン整備計画（布田駅・国領駅編）に基づき、布田駅周辺に誘導サインを1基設置したほか、調布市公共サイン整備計画（京王多摩川駅）について、調布市公共サイン連絡協議会を開催し、調査検討を行って、令和8年3月に策定した。

(7) 都市計画マスタープラン等に関すること

マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定により市の都市計画（まちづくり）分野の最上位計画として令和5年8月に策定した。

令和7年度は、調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画に位置付けた中心市街地における回遊性や滞在性の向上を図るため、現況調査や課題抽出等を行い、方針・方策の検討を実施した。

(8) 生産緑地地区に関すること

生産緑地の持つ緑地機能や防災機能等の多面的機能に着目し、都市農地の計画的な保全及び活用を図るため、新たに生産緑地地区を指定するもの

なお、公共施設等の設置又は買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地については、生産緑地地区から除外した。

また、令和7年に指定から30年を迎える生産緑地について、農政課へ特定生産緑地としての指定申請があったものに関して、2地区（約0.14ha）を指定した。

生産緑地地区（令和8年1月1日告示）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地 区 数 (地区)	420	415	400	395	391

面積 (ha)	111.73	109.95	106.89	104.47	102.97
------------	--------	--------	--------	--------	--------

(9) 開発事業に関すること

調布市はつとふるさとをはぐくむ街づくり条例（以下「街づくり条例」という。）に基づき良好な開発事業への誘導を行うため、開発事業者に対し、必要な助言及び指導を行うもの

ア 土地取引行為の届出 0件

イ 大規模開発事業の土地利用構想の届出 2件

ウ 開発行為及び建築物の建築等に関すること

(ア) 連絡協議会開催 12回

(イ) 協定締結件数 33件

(ウ) 同意書発行件数 15件

(エ) 街づくり協力金 5件 65,800,000円

3 街づくり支援事務 予算科目（款・項・目）40・15・05〔決算書321ページ〕

街づくり条例に基づき住民発意の街づくりを推進するため、街づくり活動に対する支援を行うもの

(1) 街づくり審査会

ア 概要 街づくり条例に定める手続を公平・透明に運用するため、市長の諮問等に応じ、街づくり協議会の認定に係る事項及び大規模土地取引行為に対する助言に係る事項等について、調査審議するもの

イ 委員構成 法律（1人）、都市計画（1人）、建築（1人）、環境（1人）、行政（1人）の分野の有識者をもって組織 男3人・女2人

ウ 街づくり審査会の開催

回	開催日	内容
第1回	令和7年11月7日	・報告 第1号 街づくり活動の状況について 第2号 大規模土地取引行為届出案件の動向について

(2) 街づくり協議会等に対する助成金交付等

ア 街づくり協議会等への助成金交付 3団体

(ア) 街づくり協議会 3団体（西調布駅周辺整備街づくり協議会、調布市北部地区まちづくり協議会、柴崎駅と周辺街づくり協議会）

(イ) 街づくり準備会 0団体

イ 街づくり協議会等への専門家派遣 なし

(3) 街づくりに関する相談及び情報の提供等

住民発意の街づくりに対する勉強会等の支援

団体名及び区分		延べ回数(回)
西調布駅周辺整備街づくり協議会	協議会	4
深大寺通り街づくり協議会	協議会	2
多摩川住宅【街づくり(地区計画)協議会】	協議会	6
柴崎駅と周辺街づくり協議会	協議会	7
調布市北部地区まちづくり協議会	協議会	9
つつじヶ丘まちづくり準備会	準備会	5

4 地区整備事業（地域特性に応じたまちづくり関係）予算科目（款・項・目） 40・15・05
〔決算書321ページ〕

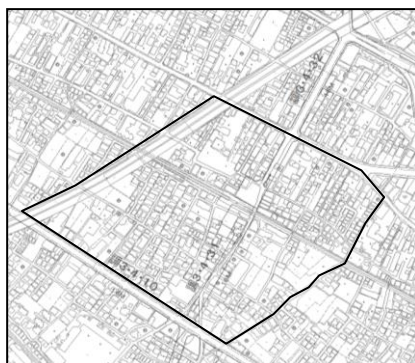
地区の特性にふさわしい良好な街なみを創出するため、地区レベルでの規制・誘導策を検討し、地区計画制度を活用した街づくりの実現を図るもの

(1) 西調布駅周辺地区

西調布駅周辺地区は、地区内に老朽化木造住宅が密集している地域があり、道路等の都市基盤施設が不足していることが課題となっていたことから、住民発意で街づくりの検討を行うため、街づくり条例に基づき、平成18年8月に街づくり協議会の認定をした。平成19年4月に地元検討成果である「街づくり提案」が市長に提出され、翌年3月には、「西調布駅周辺地区街づくり整備方針」を作成した。その後、平成22年6月には、「街づくり提案」を踏まえ、地区計画の都市計画決定を行った。

令和7年度は、令和6年度に開始した実証実験の結果や地域住民の意見を踏まえ、駅南側の地区整備計画の検討を行った。また、地区計画変更の素案説明会（オープンハウス形式）を行うと共に、都市計画法第16条の規定による地区計画変更原案の縦覧及び説明会（オープンハウス形式）を行った。

街づくり協議会区域（約15.0ha）

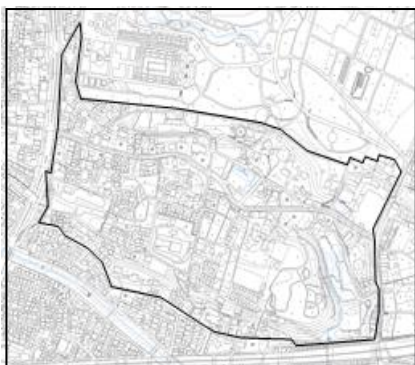


(2) 深大寺地区

深大寺地区は、地区にふさわしい土地利用の誘導と緑の保全等について検討を進めるとともに、令和6年度に策定した深大寺地区街なみ整備基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき、歩行者の安全・安心の確保と回遊性を高めながら風情ある街なみ景観の維持・保全を図るなど、魅力向上に取り組んでいる。平成19年から地域の歴史的風情を残した環境を残すため、「深大寺通り街づくり協議会」が街づくり活動を進めており、平成24年には「深大寺通り周辺地区街づくり協定」を締結するなど、活発な街づくり活動が行われている。

令和7年度は、市道C5号線（深大寺通り）の歩道の美装化に向けた測量・設計を行った。

街づくり協議会区域（約33.0ha）

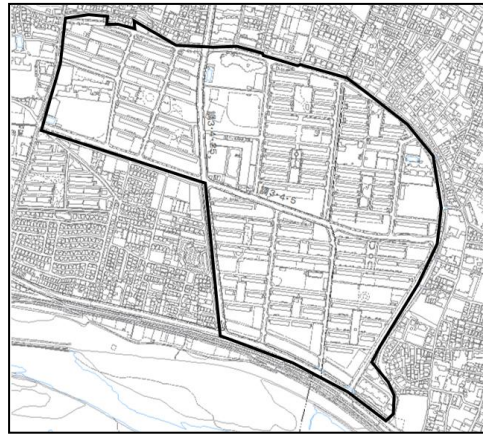


(3) 多摩川住宅地区

多摩川住宅は、調布市及び狛江市域にまたがる約48.9haの区域で都市計画法第11条に規定される一団地の住宅施設として、昭和39年に都市計画決定した。建設から50年余が経過する中で、建物の老朽化に伴う防災性の低下や高齢化により、地区のにぎわいや活力の低下が課題となってきたことから、多様な世代による魅力ある街への再生に向け、平成29年9月に一団地の住宅施設を廃止し、地区計画の都市計画決定を行った。

令和7年度は、各街区の建替えの熟度に応じたまちづくり支援を行った。

街づくり協議会区域（約48.9ha）



(4) つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺地区

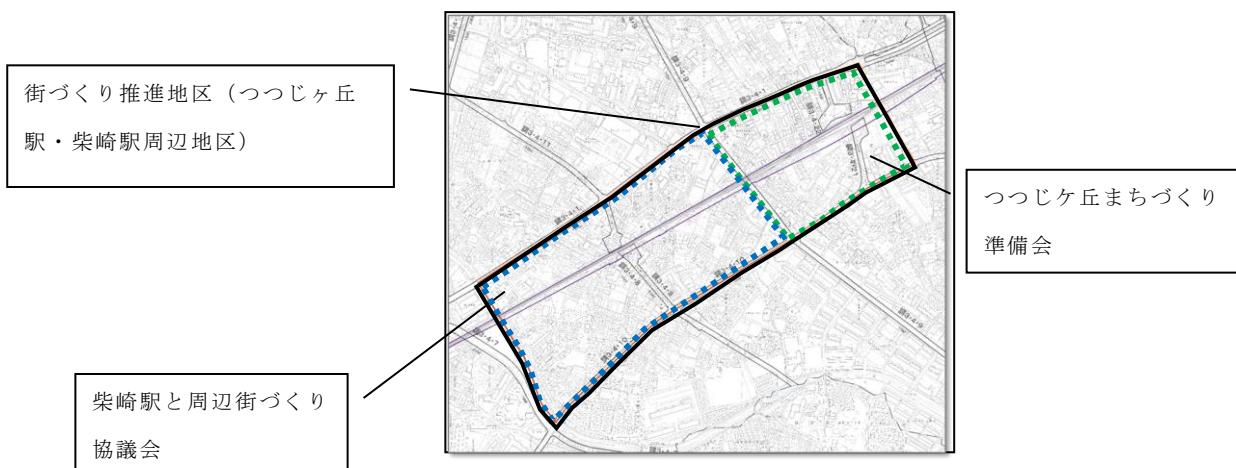
柴崎駅周辺は、歩行者と自動車・自転車などが混在する駅周辺道路や開かずの踏切が地域住民の日常生活における大きな課題であることから、駅周辺地区の一体的な街づくりの検討を行うため、「柴崎駅と周辺改善街づくり準備会」を街づくり条例に基づく街づくり準備会として、平成24年6月に認定した。その後、まちづくりの機運が高まり、街づくり条例に基づく「柴崎駅と周辺街づくり協議会」を令和6年1月に認定した。

つつじヶ丘駅周辺は、令和3年度から地域住民と意見交換を重ね、「つつじヶ丘まちづくり準備会」を街づくり条例に基づく街づくり準備会として、令和5年10月に認定した。

また、つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区を街づくり条例に基づく「街づくり推進地区（つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区）」に令和6年1月に指定し、同年3月には、両地区におけるまちの将来像や方向性を示す「つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区まちづくり方針」を策定した。

令和7年度は、今後策定予定である「（仮称）つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区まちづくり基本計画」の位置付けや策定イメージ、住民発意のまちづくりについて、パネル展示による説明をオープンハウス形式で実施した。あわせて、まち歩きやタウンマネージャーによるヒアリングを実施するなど、機運醸成につなげるまちづくり支援を行った。

計画検討対象区域（約58.9ha）



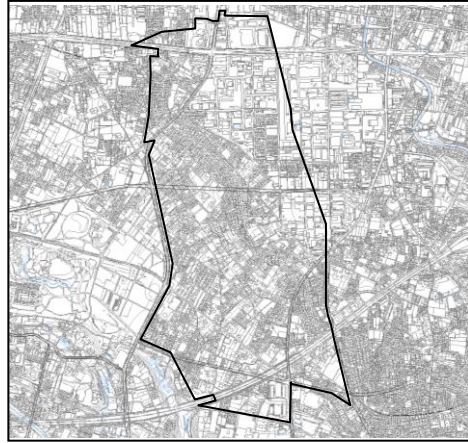
(5) 北部地区

平成29年から、住民発意の街づくり活動を継続していたことから、街づくり条例に基づき、令和2年12月に街づくり準備会の認定、令和6年4月に街づくり協議会の認定を行った。

令和7年度は、令和7年6月に同年3月に策定したまちづくり計画を基にした街づくり提案を受領した。

協議会が進めるまちづくりの検討に対して、必要な助言と情報提供等の支援を行った。

街づくり協議会区域（約160.1ha）



(6) 京王多摩川駅周辺地区

令和元年5月から、京王電鉄株式会社、地元住民及び市の三者による懇談会や勉強会を実施し、京王多摩川駅周辺の将来像を見据えたまちづくりについて検討を行った。同年11月には京王電鉄株式会社から、地元住民等との検討結果を踏まえて作成した「京王多摩川駅周辺地区まちづくり計画」が市長に提出された。提案を踏まえた市のまちづくりの検討案を作成・公表、検討案を基に地域のまちづくりのルールである地区計画の検討を進め、まちづくり懇談会を開催し、地域住民への説明と意見交換を行った。その後、都市計画手続を進め、令和5年5月に地区計画等の都市計画決定を行った。

令和6年3月に「京王多摩川駅周辺地区土地地区画整理事業」が東京都から施行認可され、同年7月より京王電鉄株式会社が基盤整備工事を実施し、令和7年5月にB棟、8月にC棟がそれぞれ着工されている。

(7) 調布駅周辺地区

令和7年度は、市の行政・文化・コミュニティの中心地である調布駅周辺地区において、都市基盤整備の進捗や刻々と変化する社会動向などを踏まえ、今後の調布駅周辺地区の将来像やまちづくりの方針を示す「調布駅周辺地区街づくりビジョン」を令和7年10月に策定した。布田地区と併せて、調布都市計画道路3・4・28号線の事業完了を見据えた沿道の用途地域変更や地区整備計画区域の追加等に関する検討を進め、まちづくり懇談会を開催し、地域住民への説明と意見交換を行った。

(8) 緑ヶ丘2丁目地区

調布市東部に位置する緑ヶ丘2丁目地区において、今後の建替事業として、調布都市計画道路3・4・17号線の西側に立地する都営仙川アパート各棟の解体及び当該地区における新たな団地の建設などが見込まれている。これらの建替え計画の具体化に伴い、令和7年度は、平成17年度に決定した同地区の地区計画に定める地区施設等の再配置などに関する検討を進めた。

(9) 富士見町3丁目地区

令和6年度から、今後国立大学法人の施設の計画的な建替え等が計画されていることにあわ

せ、平成２３年度に決定した同地区の地区計画区域や地区整備計画区域の変更に関する検討を行ってきた。

令和７年度は、８月に地区計画変更の素案説明会（オープンハウス形式）を行うと共に、１１月に都市計画法第１６条の規定による地区計画変更原案の縦覧及び説明会（オープンハウス形式）などの地区計画の変更を行うための都市計画手続きを実施した。

令和８年２月の調布市都市計画審議会にて地区計画の変更について付議し承認され、３月に地区計画変更の都市計画決定をした。

(10) 神代団地地区

神代団地は、調布市及び狛江市域にまたがる約２２．１ｈａの区域で都市計画法第１１条に規定される一団地の住宅施設として、昭和３９年に都市計画決定した。

令和７年度は、建物の高経年化に伴う居住性能の低下や利便施設の適切な更新、防災性の向上、地区内の高齢化率の上昇等に伴うバリアフリーやコミュニティ・交流活動の維持・継続といった課題が顕在化してきたことから、これらの課題に対応した多様な世代にとって魅力ある街への再生に向け、一団地の住宅施設の廃止と地区計画の都市計画決定に向けた検討を行った。

(11) 「映画のまち調布」の推進に向けた土地利用方針の運用

映画のまちの取組を推進するため策定した「映画のまち調布の推進に向けた土地利用方針」に基づき選定したモデル地区について、映画スタジオの建築制限の緩和及び周辺環境への影響に配慮することを目的とした建築物の構造等の制限を、パブリック・コメント手続きを経て、令和８年３月に条例を制定した。

また、併せて都市計画手続きとして都市計画法第１７条に基づく都市計画案の公告・縦覧も実施した。

(12) 調布基地跡地留保地の整備に関する取組

平成２０年に策定した「調布基地跡地留保地利用計画」及び令和７年に策定した「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」に基づいて、調布基地跡地留保地を防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園として整備するに当たり、建築制限の緩和及び周辺環境への影響に配慮するための制限に関する検討、地元住民との意見交換、関係機関協議（国・東京都）を実施した。

５ 地区整備事業（中心市街地）

予算科目（款・項・目）４０・１５・０５

〔決算書３２１ページ〕

中心市街地にふさわしい、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間を創出するため、鉄道敷地や駅前広場等の整備を進めるもの

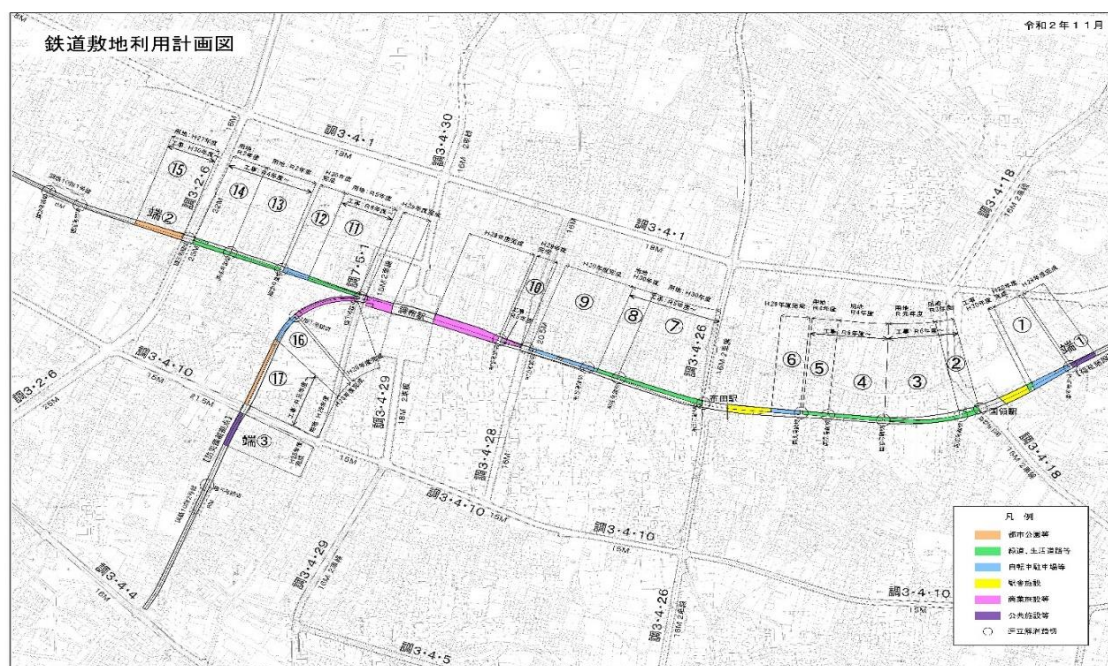
(1) 鉄道敷地整備

鉄道敷地については、平成２７年度に策定した「鉄道敷地整備計画」に基づき、順次用地を取得し、段階的な整備を進め令和６年度末に完了した。

令和７年度は、鉄道敷地整備記念イベントを開催した。

年 度	主な実施内容
平成 15・16 年度	公募市民等により組織された鉄道敷地利用検討会から「鉄道敷地利用に向けての提言書」が提出される
平成 21 年度	中心市街地デザイン・コンセプトの策定
平成 23 年度	鉄道敷地基本方針図の策定
平成 27 年度	鉄道敷地整備計画策定

平成 28 年度	調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう・調布市知的障害者援護施設すまいる分室完成 小島町防災倉庫完成 国領東路上自転車等駐車場完成 調布西第 1 路上自転車駐車場完成
平成 29 年度	鉄道敷地の整備に関する説明会の開催(布田駅～調布駅) 布田東路上自転車等駐車場完成
平成 30 年度	鉄道敷地利用計画図の修正(スケジュールの見直し) 調布西第 2 路上自転車等駐車場完成 調布東第 1 路上自転車等駐車場・調布東第 2 路上自転車等駐車場完成
令和元年度	鬼太郎ひろば完成(令和元年 5 月) 国領駅～布田駅間の暫定開放(令和元年 12 月)
令和 2 年度	(仮称)鉄道敷地公園(相模原線)開園(令和 2 年 4 月) オープンハウス及びアンケート調査による市民参加の実施(鶴川街道～調布西第 2 路上自転車等駐車場)
令和 3 年度	設計の実施(鶴川街道～調布西第 2 路上自転車等駐車場)
令和 4 年度	オープンハウスによる市民参加の実施(狛江通り～市道 S147(南 141)号線、市道 C21(主要市道 21)号線～調布東第 2 路上自転車等駐車場、調布西第 2 路上自転車等駐車場～鶴川街道) 緑道の整備(調布西第 2 路上自転車等駐車場～鶴川街道)
令和 5 年度	オープンハウスによる市民参加の実施(市道 S147(南 141)号線～布田東路上自転車等駐車場、市道 C34(主要市道 34)号線～調布西第 2 路上自転車等駐車場) 緑道の整備(市道 C34(主要市道 34)号線～調布西第 2 路上自転車等駐車場、市道 C21(主要市道 21)号線～調布東第 2 路上自転車等駐車場)
令和 6 年度	オープンハウスによる市民参加の実施(狛江通り～布田東路上自転車等駐車場) 緑道の整備、オブジェ等の設置(市道 C21(主要市道 21)号線～調布東第 2 路上自転車等駐車場) 緑道の整備(狛江通り～布田東路上自転車等駐車場) ブロンズ像等の設置(市道 C34(主要市道 34)号線～鶴川街道) 「水木しげるゾーン」除幕式 鉄道敷地整備完了(令和 7 年 3 月)
令和 7 年度	鉄道敷地整備記念イベント

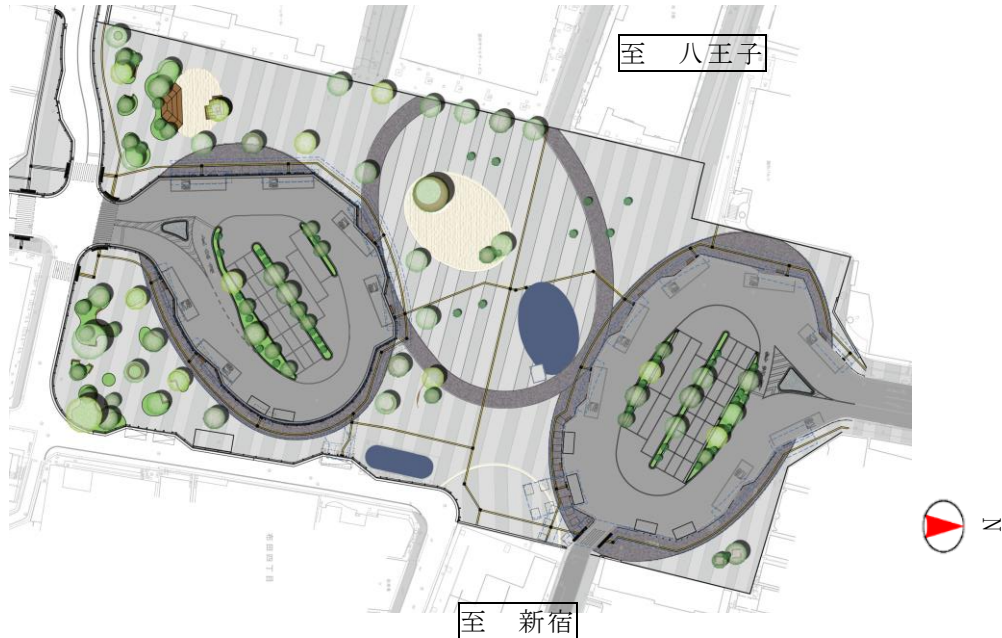


(2) 中心市街地駅前広場等整備

京王線連続立体交差事業により鉄道が地下化された調布・布田・国領3駅の駅前広場を南北一体的に整備し、交通結節点としての機能を向上させるとともに、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある駅前広場を計画的かつ段階的に整備するもの

令和7年度は、令和5年度から引き続き実施してきた調布駅前広場整備工事及び令和6年度に着手した調布駅広場口建替工事を実施し、調布駅前広場の整備が完了した。

【調布駅前広場整備計画図】



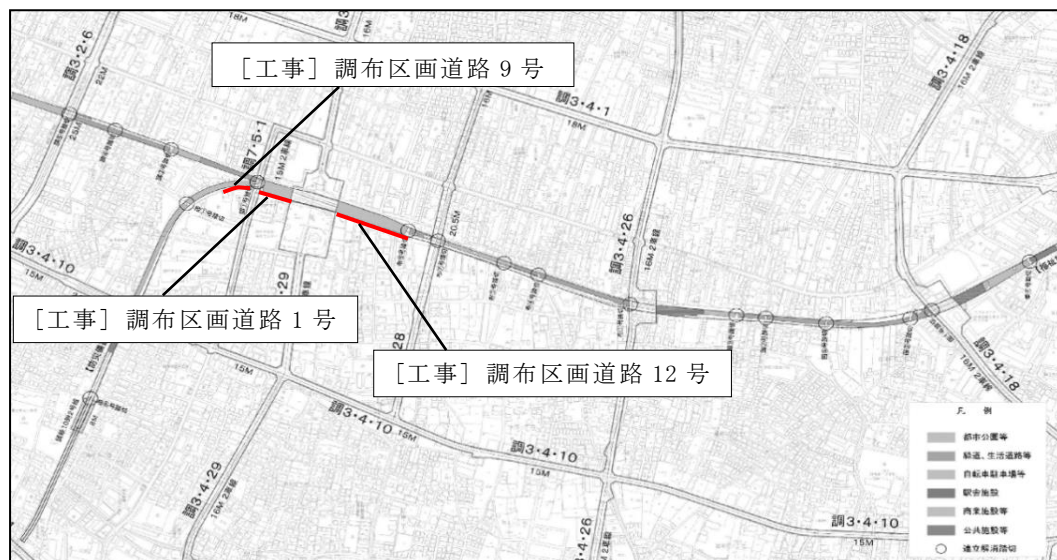
年 度	主な実施内容
平成 14・15 年度	学識経験者、地元商業者、交通事業者、関係行政機関等により組織された駅前広場研究会による検討
平成 16 年度	調布・布田・国領駅前広場整備構想案の公表
平成 17 年度	調布駅前広場整備構想案(二次)の公表
平成 18 年度	布田・国領駅前広場整備構想案(二次)の公表
平成 21 年度	中心市街地デザイン・コンセプトの策定
平成 26 年度	調布駅前広場都市計画道路事業の認可を取得 布田駅前広場交通広場工事、交通開放
平成 27 年度	国領駅前広場交通広場工事、交通開放
平成 28 年度	国領駅前広場上屋工事着手(平成 30 年 1 月完成) 布田駅前広場上屋工事着手(平成 29 年 6 月完成) 調布駅前広場北側ロータリー築造工事着手(令和元年 9 月完成)
平成 29 年度	調布駅前広場電線共同溝設置工事着手(平成 30 年 6 月完成)
平成 30 年度	調布駅前広場道路区域編入(平成 30 年 9 月告示) 調布駅前広場北側上屋工事着手(令和 2 年 3 月完成)
令和元年度	調布駅前広場オープンハウス開催 調布駅前広場の整備に関するアンケート調査実施 調布駅前ひろば検討会開催 今後の方針決定(令和 7 年度完成を前提に、南側ロータリーの一部を修正)
令和 2 年度	調布駅前広場整備計画図素案及び素案(修正案)に関する市民参加(オープンハウス、アンケート調査等)の実施 調布駅前広場整備計画図案に関する市民説明会 調布駅前広場整備計画図 決定・公表

令和 3 年度	各種社会実験(自転車押し歩きのサインスタンド、アーチ型ミスト)の実施 調布駅前広場オープンハウスの開催 イベント空間の利用に向けたアンケート調査の実施
令和 4 年度	各種社会実験(自転車通行ルールの啓発方法、イベント空間の利用)の実施 調布駅前広場オープンハウスの開催 北側ロータリー車道舗装工事の実施(令和 5 年 6 月完成) 南側電線共同溝工事の実施
令和 5 年度	各種社会実験(音声案内装置による自転車通行ルールの啓発の実施) 調布駅前広場オープンハウスの開催 調布駅前広場整備工事着手 調布駅前広場南側上屋工事着手
令和 6 年度	調布駅前広場オープンハウスの開催 調布駅前広場整備工事の実施 調布駅前広場南側上屋の実施(令和 7 年 3 月完成) 調布駅前広場口建替工事着手
令和 7 年度	調布駅前広場口完成 調布駅前広場完成

(3) 中心市街地区画道路等整備事業

駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ、周辺の区画道路等の整備を行うことにより、安全で快適な道路ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図るもの

令和 7 年度は、調布区画道路 1 号、9 号の道路整備及びデザイン平板の設置、12 号の道路整備を実施した。



6 土地区画整理事業 予算科目(款・項・目) 40・15・06 [決算書 325 ページ]

飛田給 3 丁目地区においては、土地区画整理組合設立準備会により、都市農地の保全と将来の土地利用の増進を主たる目的とした土地区画整理事業に向けた検討が進められているもの

京王多摩川駅周辺地区においては、京王電鉄株式会社を施行者とした個人施行により、土地区画整理事業が進められているもの

(1) 飛田給 3 丁目地区

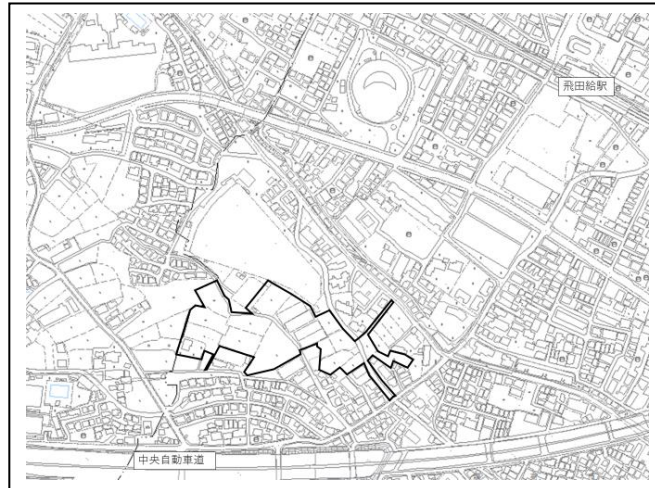
平成 30 年度に「調布市飛田給 3 丁目土地区画整理組合設立準備会」が結成され、組合設立、仮換地指定に向けて準備を行っている。令和 7 年度は、事業認可申請に向けて、関係機関協議等が進められたことから、必要な協議・支援を行った。

ア 概要

(ア) 地区面積 約 1.9 ha

(イ) 権利者数 18人

(ウ) 位置図



(2) 京王多摩川駅周辺地区

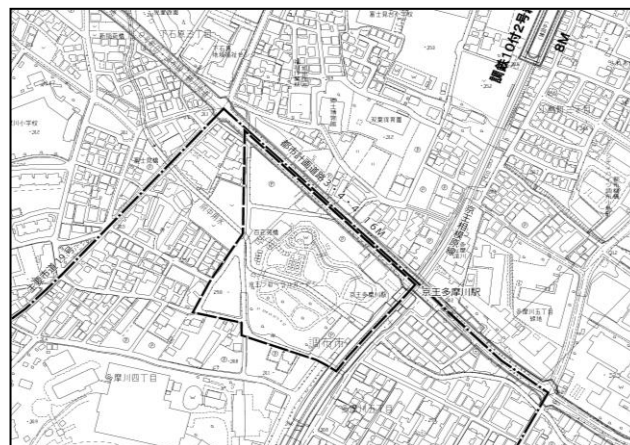
令和元年11月、京王電鉄株式会社から市長に提出された「京王多摩川駅周辺地区まちづくり計画」に基づき、京王電鉄株式会社により、土地区画整理事業による駅前商業拠点整備が進められている。令和7年度は、事業認可された「京王多摩川駅周辺地区土地区画整理事業」が継続して進められた。

ア 概要

(ア) 地区面積 約 2.8 ha

(イ) 権利者数 4人

(ウ) 位置図



7 市街地再開発事業 予算科目(款・項・目) 40・15・08 [決算書325ページ]

調布駅周辺地区は、駅前の基盤が未整備で、既存建物の老朽化が目立ち、防災上にも問題があるため、これらの課題を解消し、駅前にふさわしい適切な土地利用を図る建築物や公共施設を整備する市街地再開発事業の施行者に対し、指導、監督及び補助金の交付を行うもの

(1) 調布駅南口中央地区

老朽化した建物の更新に合わせて、活気とにぎわいのある商業・業務地区の形成に向け、令和3年4月に、市街地再開発準備組合が設立された。

準備組合が進める市街地再開発事業の手法で街づくりの実現を目指す検討に対し、活動支援を行った。

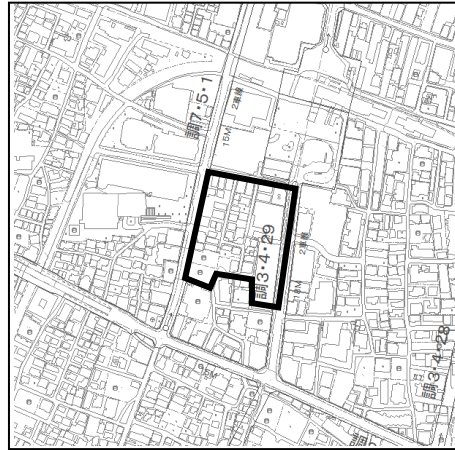
ア 概要

(ア) 名称 調布駅南口中央地区市街地再開発準備組合

(イ) 活動区域面積 約 1.9ha

(ウ) 組合員数 55人

(エ) 活動区域図



イ 経緯

平成26年8月 街づくり協議会の認定

平成28年5月 「街づくり提案」が市長に提出される

令和3年4月 調布駅南口中央地区市街地再開発準備組合設立

ウ 令和7年度業務内容

(ア) 調布駅南口中央地区市街地再開発準備組合の活動支援

(イ) 調布駅南口中央地区市街地再開発準備組合に対する補助金交付

8 都市計画道路整備事業

予算科目(款・項・目) 40・15・10

〔決算書325ページ〕

市民生活を支える重要な都市基盤である都市計画道路の整備を推進するもの

(1) 都市計画道路の計画

ア 調布市道路網計画の改定

都市計画道路については、これまで、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に取り組んできた。

平成28年3月には、平成28年度から令和7年度までを計画期間とした「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を、東京都、関係市区町と協働で策定した。

令和8年3月には、令和8年度から令和22年度までの15年間を計画期間とした「東京における都市計画道路の整備方針」を、東京都、関係市区町と協働で改定した。

これと併せて、市は、まちの骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し整備を進めるため、平成28年3月に策定した「調布市道路網計画」について、最新の社会経済状況や市を取り巻く状況等への対応や、「東京における都市計画道路の整備方針」と連動した計画とするため、令和8年3月に「調布市道路網計画」を改定した。

改定に当たっては、市民ニーズ等を計画に反映するため、みちの井戸端会議、道路ユーザーヒアリング、パブリック・コメントを実施するとともに、公平性及び客観性を確保するため、有識者を含めた検討委員会において意見や助言をいただいた。

イ 計画検討路線

(ア) 調布3・4・14号線（上ノ原五差路～深大寺五差路）

令和7年度は、令和3年3月に公表した「神代植物公園通り周辺の都市計画道路の見直し方針」に基づき検討を進め、関係機関との協議を実施した。

(イ) 調布3・4・30号線（佐須街道～深大寺通り）

令和7年度は、道路構造案を評価するうえで留意すべき視点について意見を聴取するため、みちの井戸端会議による市民参加を実施した。

(ウ) 調布3・4・26号線（桜堤通り～品川通り）

令和7年度は、道路の線形、構造等の変更の考え方について、見直し方針の策定に向けた検討を進めた。

なお、構想橋梁については、関係機関との協議・調整が必要なことから、その動向を踏まえ、調布3・4・26号線の検討方針を整理することにした。

(2) 都市計画道路整備事業

ア 調布3・4・8号線（菊野台3丁目2番地先～品川通り、延長約140m）

令和7年6月に事業着手し、事業概要及び事業スケジュール等についての説明をオープンハウス形式で実施した。令和7年度は、約101㎡の用地取得を行った。

イ 調布3・4・9号線（松原通り～金子地域福祉センター、延長243m）

令和5年12月に都市計画道路事業の認可を取得し、事業を実施している。

令和7年度は、約146㎡の用地取得を行った。

ウ 調布3・4・21号線（京王線～品川通り、交通広場約2,500㎡、延長147m）

平成30年7月に都市計画道路事業の認可を取得し、事業を実施してきた。

令和7年度は、引込連系管工事及び道路築造工事を実施し整備が完了した。

エ 調布3・4・26号線（旧甲州街道～甲州街道付近、延長約120m）

東京都と調布市の間で締結している「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」に基づき事業を実施している。

令和7年度は、引込連系管工事及び道路東側の道路築造工事を実施した。

オ 調布3・4・26号線（京王線～旧甲州街道、延長約130m）

平成29年8月に道路区域に編入し、事業を実施している。

令和7年度は、引込連系管工事を実施した。

カ 調布3・4・28号線（品川通り～甲州街道、延長733m）

旧甲州街道から甲州街道間まで（延長217m）の区間及び品川通りから京王線交差点まで（延長391m）の区間について、平成24年度に都市計画道路事業の認可を取得し、事業を実施している。

令和7年度は、引込連系管工事及び道路築造工事を実施した。

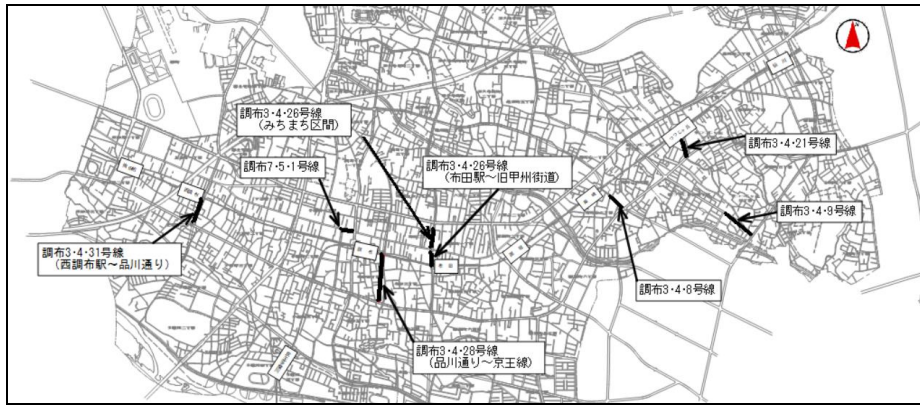
キ 調布3・4・31号線（西調布駅～品川通り、交通広場約2,100㎡、延長179m）

令和7年度は、一部区間の用地測量を実施するとともに、令和8年1月に都市計画事業の認可を取得し、事業を実施している。令和8年2月には、事業概要及び事業スケジュール等についての説明をオープンハウス形式で実施した。

ク 調布7・5・1号線（旧甲州街道、延長約50m）

平成29年度から都道北浦上石原線（119号）歩道整備事業を東京都から受託して事業を実施している。

令和7年度は道路築造工事を実施した。



9 証明及び認定

都市計画において定められた用途地域等の各種証明や町名地番改正に伴う証明事務を行うもの

(1) 都市計画証明等

- ア 用途地域に関する証明受付件数 30件
- イ 都市計画施設に関する証明受付件数 8件
- ウ その他の諸証明受付件数 0件
- エ 都市計画道路位置図 84件
- オ 都市計画情報図 445件

(2) 優良住宅、優良宅地等の認定

- ア 優良住宅認定申請件数 0件
- イ 優良宅地認定申請件数 0件

(3) 町名地番改正証明

町名地番整理事業の完了による新町名地番について、旧町名地番と対照する証明書を20件交付した。

10 優良建築物等整備事業に関すること

市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等を促進するため、優良な建築物等の整備を行う事業に対し、費用の一部助成を行うもの

優良建築物等整備事業に関する申請件数 0件

11 各種届出事務

総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、土地取引行為の届出に係る事務を行うとともに、地区整備計画で定められた制限内容の実効性を確保するため、建築物の建築等の行為に係る届出事務等を行うもの

(1) 国土利用計画法に関すること

2,000平方メートル以上の土地取引等における契約締結後の届出を8件受理し、東京都に送付した。

(2) 地区計画に関すること

地区整備計画区域内の建築行為等に関する届出を17件（届出7件・変更届出9件・任意届出1件）受理し、審査を行った。

(3) 工場立地法に関すること

工場の立地が、環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模を超える工場を新設又は変更する場合の届出事務を行うもの

令和 7 年度は届出を 1 件受領した。

12 墓地等の経営許可に関すること

墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等について、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与するため、墓地等の経営許可等に関する事務を行うもの

- (1) 経営許可 0 件
- (2) 変更許可 0 件
- (3) 廃止 0 件

13 東京外かく環状道路事業に係る事務

東京外かく環状道路について、市民からの要望を適切に事業者に伝えとともに、市民の安全・安心の確保や不安払しょくに向け、事業者である国土交通省、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社に要請等を行い、適切な情報提供と適時の対応がなされるよう取り組むもの

(1) 東京外かく環状道路事業の主な経過

年 度	主な経過
昭和 41 年度	都市計画決定(高架式)
平成 19 年度	都市計画変更決定(地下式)
平成 21 年度	事業化 「事業の概要及び測量等の実施に関する説明会」開催
平成 22 年度	中央 JCT 予定地道路区域編入 「基本設計及び用地に関する説明会」開催
平成 23 年度	「用地買収に係る地権者への説明の会」開催
平成 24 年度	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社に対する有料道路事業許可 東名 JCT 予定地で着工式を開催
平成 25 年度	道路区域編入及び道路の立体的区域決定 「中央 JCT 機能補償道路(案)の説明会」開催 都市計画道路事業承認及び認可に係る告示 大深度地下の使用の認可に係る告示
平成 26 年度	「地中拡幅部の都市計画変更素案の説明会」開催 都市計画変更決定(地中拡幅部) 道路の立体的区域の変更(地中拡幅部)
平成 27 年度	都市計画道路事業の事業計画の承認及び認可に係る告示(地中拡幅部) 「都市計画事業に関する説明会(地中拡幅部)」開催
平成 28 年度	「本線トンネル掘進工事説明会(東名北工事)」開催 東名 JCT 予定地でシールドマシン発進式を開催
平成 30 年度	「本線トンネル掘進工事説明会(大泉南工事)」開催 大泉 JCT でシールドマシン発進式を開催
令和 2 年度	東つつじヶ丘 2 丁目において、地表面の陥没事故等が発生 都市計画道路事業の事業計画の承認及び認可に係る告示(事業期間)
令和 5 年度	陥没箇所周辺の地盤補修工事開始

(2) 令和 7 年度における市域での事業者の主な取組

年 月	主な取組
令和 7 年 4 月	地盤補修等に関する意見交換の場を開催

令和 7 年 8 月	中央 JCT 南側ランプシールドトンネル工事に関するオープンハウス及び意見交換の場を開催 中央 JCT 南側ランプシールドトンネル工事に関する現場視察会を開催 地盤補修の施工状況に関するオープンハウス(計 1 回)及び意見交換の場(計 1 回)を開催 地盤補修の施工状況・中央 JCT 付近及びシールドトンネル工事の状況等をお知らせするオープンハウス(計 2 回)及び意見交換の場(計 1 回)を開催
令和 7 年 9 月	中央 JCT 付近及びシールドトンネル工事の状況等をお知らせするオープンハウス及び意見交換の場を開催 中央 JCT B ランプシールドトンネル 事業用地外掘進開始
令和 7 年 12 月	地盤補修の施工状況に関するオープンハウス(計 1 回)及び意見交換の場(計 1 回)を開催 地盤補修の施工状況・中央 JCT 付近及びシールドトンネル工事の状況等をお知らせするオープンハウス(計 2 回)及び意見交換の場(計 1 回)を開催
令和 8 年 1 月	中央 JCT 付近及びシールドトンネル工事の状況等をお知らせするオープンハウス及び意見交換の場を開催 中央 JCT 南側ランプシールドトンネル工事に関する現場視察会を開催

(3) 陥没事故後における市から事業者への要請状況

年 月 日	主な要請事項
令和 2 年 10 月 20 日	工事現場付近での陥没について
令和 2 年 11 月 24 日	工事現場付近での新たな地中の空洞確認への対応について
令和 4 年 2 月 15 日	地盤補修工事等におけるモニタリング測定の実施について
令和 4 年 9 月 22 日	工事における安全・安心の徹底について
令和 4 年 10 月 31 日	地盤補修工事における安全・安心の徹底について
令和 6 年 3 月 15 日	地盤補修工事における対応について

住 宅 課

1 高齢者住宅管理 予算科目（款・項・目） 15・05・15 [決算書195ページ]

民間の住宅を市が借り上げ、市内に3年以上居住し、住宅に困窮する低所得の単身高齢者（65歳以上）のために住宅を提供し、生活の安定を図るもの

(1) 高齢者住宅シルバーピアの概要 (単位：戸)

契約期間年度	住宅名	管理戸数	入居戸数
			3月31日
令和3年度～令和7年度	シルバーピア深大寺	10	9
令和4年度～令和9年度	シルバーピア柴崎	18	17
平成24年度～令和14年度	シルバーピアせせらぎ	13	13
合 計		41	39

(2) 高齢者住宅使用料の収納状況 (単位：円)

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調定額	5,767,342	5,526,072	5,559,486
収入済額	5,754,842	5,513,672	5,547,086
未済額	12,500	12,400	12,400

(3) 新規入居者 (単位：人)

住宅名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シルバーピア深大寺	1	1	0
シルバーピア柴崎	1	2	3
シルバーピアせせらぎ	0	0	1
合 計	2	3	4

※ 募集は、高齢者支援室が実施

2 市営住宅等管理 予算科目（款・項・目） 40・20・05 [決算書335ページ]

市内に6箇月以上居住し、住宅に困窮する低所得者のために住宅を提供し、生活の安定を図るもの

(1) 市営住宅の概要 (単位：戸)

建設年度	住 宅 名	管理戸数	入居戸数
			3月31日
昭和56年度	富士見第1市営住宅	41	37
57年度	八雲台市営住宅	34	30
58年度	深大寺市営住宅	30	29
平成元年度	富士見第2市営住宅	48	45
4年度	山野市営住宅	24	21
16年度	下石原市営住宅	32	30
19年度	調中前市営住宅	40	39
合 計		249	231

(2) 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の収納状況 (単位：円)

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調定額	88,299,651	84,834,312	86,060,216
収入済額	87,706,651	84,094,512	85,849,416
未済額	593,000	739,800	210,800

(3) 市営住宅の維持保全

一般財団法人調布市市民サービス公社に維持保全業務委託を行い、維持保全業務の効率的運用による経費縮減に努めるとともに、市営住宅の本体及び附帯施設の適切な維持管理を図るもの

(4) 市営住宅入居者の募集

年度	募集月	募集戸数 (戸)	申込件数 (件)	倍率 (倍)
令和5年度	令和5年6月	5	63	12.60
	令和5年12月	5	17	3.40
令和6年度	令和6年6月	7	64	9.14
	令和6年12月	5	62	12.40
令和7年度	令和7年6月	7	16	2.29
	令和7年12月	5	24	4.80

※ 申込件数は、無資格者の申込みを除いた件数

(5) 都営住宅地元割当分入居者の募集

年度	募集月	募集戸数 (戸)	申込件数 (件)	倍率 (倍)
令和5年度	令和5年5月	4	88	22.00
	令和5年11月	3	18	6.00
令和6年度	令和6年6月	3	33	11.00
	令和6年12月	3	56	18.67
令和7年度	令和7年6月	4	53	13.25
	令和7年12月	3	14	4.67

※ 申込件数は、無資格者の申込みを除いた件数

(6) 都営シルバーピア地元割当分入居者の募集

年度	募集月	募集戸数 (戸)	申込件数 (件)	倍率 (倍)
令和5年度	令和5年8月	2	42	21.00
	令和6年2月	1	2	2.00
令和6年度	令和6年8月	2	16	8.00
	令和7年2月	3	38	12.67
令和7年度	募集なし			

※ 申込件数は、無資格者の申込みを除いた件数

(7) 都営住宅及び都民住宅等の募集事務

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、都営住宅及び都民住宅等の募集に係る案内配布等の事務を行うもの

内容	種類	配布部数(部)
令和5年度	都営住宅	3,800

募集案内の配布	地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅	100
令和6年度 募集案内の配布	都営住宅	3,800
	地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅	100
令和7年度 募集案内の配布	都営住宅	3,520
	地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅	100

3 住宅対策事業 予算科目（款・項・目）40・20・05〔決算書335～337ページ〕

(1) 分譲マンション適正管理支援事業

分譲マンションの適切な維持管理等に関する相談体制及び情報提供の充実を図り、意識の啓発を図るもの

ア 分譲マンション管理相談（住まいの相談窓口週間 奇数月実施）

種別	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
相談(件)	0	0	1	0	0	1	2

イ 分譲マンション管理組合勉強会の開催

東京都マンション管理士会と連携し、分譲マンションに関するセミナー、グループ座談会及び個別相談会を開催し、分譲マンションの適正管理に向けた支援を行うもの

(ア) 開催日 令和8年2月7日

(イ) 会場 調布市教育会館3階301会議室

(ウ) 参加管理組合数 28組（33人）

(エ) セミナーテーマ 区分所有法及びマンション管理適正化法改正に伴うマンション管理の円滑化

ウ 分譲マンション管理アドバイザー派遣事業

分譲マンションの管理組合等に対して、無料で専門家を派遣し、分譲マンションの維持管理等に関する総合的な助言等を行うもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請(件)	1	5	2

(2) 分譲マンション耐震化促進事業

昭和56年建築基準法改正前の旧耐震基準で建築された分譲マンションの耐震化に関する総合的な支援を行うもの

ア 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業

分譲マンションの管理組合等に対して、無料で専門家を派遣し、分譲マンションの耐震化に関する総合的な助言等を行うもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請(件)	1	6	1

イ 分譲マンション耐震化促進事業助成金

分譲マンションの管理組合等に対して、耐震診断、補強設計及び耐震改修等に係る費用の一部を助成するもの

種別		令和5年度	令和6年度	令和7年度
耐震診断	交付(件)	1	2	6
	交付金額(円)	1,000,000	2,000,000	6,000,000

補強設計	交付(件)	0	0	1
	交付金額(円)	0	0	2,000,000
耐震改修等	交付(件)	1	0	0
	交付金額(円)	5,275,000	0	0
工事監理※	交付(件)		0	0
	交付金額(円)		0	0
合 計(円)		6,275,000	2,000,000	8,000,000

※ 令和6年度事業開始

(3) 木造住宅耐震化促進事業

昭和56年建築基準法改正前の旧耐震基準で建築された旧耐震木造住宅及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事着手した新耐震木造住宅を対象に、耐震化に係る支援を行い、住宅の耐震化を進め、災害に強い住環境づくりに取り組むもの

ア 木造住宅フォローアップ事業（令和3年度開始）

旧耐震木造住宅及び新耐震木造住宅の所有者に対し、市の助成制度の案内や、耐震化に関するアンケート調査を行うことにより、市の助成制度等に係る普及啓発及び所有者の主体的な耐震化への取組の意識付けを図るもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
送付(件)	2,941※1	1,677※2	1,607

※1 旧耐震木造住宅は令和3年度から令和6年度までの4箇年計画としていたが、令和6年度分を令和5年度に前倒し実施

※2 令和6年度から新耐震木造住宅を対象に実施

イ 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業

旧耐震木造住宅及び新耐震木造住宅の所有者に対して、無料で専門家を派遣し、木造住宅の耐震化に関する相談体制及び情報提供の充実を図るもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請(件)	42	61	42

※ 新耐震木造住宅は令和6年3月11日から事業開始

ウ 木造住宅耐震化促進事業助成金

旧耐震木造住宅及び新耐震木造住宅の所有者に対して、耐震診断、耐震改修工事等の費用の一部を助成するもの

種別		令和5年度	令和6年度※1	令和7年度※2
耐震診断※3	交付(件)	16	37	16
	交付金額(円)	2,009,000	5,007,000	2,081,000
耐震改修※3	交付(件)	7	19	11
	交付金額(円)	5,600,000	15,072,000	8,800,000
建替え※4	交付(件)	0	14	14
	交付金額(円)	0	8,150,000	7,708,000
合 計(円)		7,609,000	28,229,000	18,589,000

※1 令和6年度事業を令和6年3月11日から前倒し実施

※2 令和7年度事業を令和7年3月11日から前倒し実施

※3 新耐震木造住宅は令和6年3月11日から事業開始

※ 4 建替は旧耐震木造住宅が対象

(4) 建築安全対策事業

住宅の安全対策に係る支援を行い、災害に強い住環境づくりに取り組むもの

ア ブロック塀等撤去等助成金

地震等の発生時においてブロック塀等の倒壊による事故を防ぐため、ブロック塀等の撤去又は新設工事に係る費用の一部を助成するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ブロック塀等撤去等(件)	0	12	11

※ 令和6年3月11日から事業開始

イ 耐震シェルター設置助成金

地震発生時の住宅の倒壊から高齢者及び障害者の生命を守ることを目的として、市内の耐震性が十分でない木造住宅の1階に耐震シェルターを設置するための費用の一部を助成するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
耐震シェルター(件)	0	3	0

※ 令和6年3月11日から事業開始

(5) よりよい住まいづくり応援制度

高齢化等への対応、環境負荷の軽減等を目的とした快適な居住環境の整備を図るもの

ア バリアフリー適応住宅改修補助

高齢化への対応を目的として個人住宅等の改修工事を実施する際、その工事費用の一部を補助するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付(件)	29	22	24
交付金額(円)	2,374,000	1,930,000	2,157,000

イ 太陽光発電設備等補助

(ア) 太陽光発電設備等設置補助

環境負荷の低減などを目的として個人住宅等に太陽光発電設備等を設置する際、その設置費用の一部を補助するもの

種別		令和5年度	令和6年度	令和7年度
太陽光発電設備及び蓄電池設備設置※	交付(件)		237	392
	交付金額(円)		38,503,000	55,092,000
太陽光発電設備設置	交付(件)	130	62	21
	交付金額(円)	11,425,000	5,439,000	1,710,000
蓄電池設備設置※	交付(件)		72	92
	交付金額(円)		4,766,000	4,998,000
太陽熱利用機器設置	交付(件)	0	0	3
	交付金額(円)	0	0	285,000
合 計	交付(件)	130	371	508
	交付金額(円)	11,425,000	48,708,000	62,085,000

※ 令和6年度から蓄電池設備設置への補助を開始

(イ) 環境負荷軽減促進委託

太陽光発電設備等設置補助の申請に係る審査業務を、一般財団法人調布市市民サービス公社に委託をするもの（令和7年度開始）

ウ リフォーム相談（住まいの相談窓口週間 奇数月実施）

種別	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
相談(件)	3	0	2	3	0	2	10

(6) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

震災時に救急・救命活動や緊急支援物資の輸送などの緊急輸送道路としての機能を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（耐震診断、補強設計、耐震改修等）に係る費用の一部を補助するもの

ア 特定緊急輸送道路沿道建築物※1

種別		平成23～令和4年度の合計	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
耐震診断 ※2	交付(件)	62				62
	交付金額(千円)	133,649				133,649
補強設計 ※4	交付(件)	18	3	1	2※3	24
	交付金額(千円)	31,414	3,601	1,808	19,899	56,722
耐震改修	交付(件)	11	0	0	1	12
	交付金額(千円)	427,477	0	0	19,890	447,367
建替え及び除却	交付(件)	11	1	0	0	12
	交付金額(千円)	395,282	9,782	0	0	405,064
工事監理 ※5	交付(件)			0	1	1
	交付金額(千円)			0	2,728	2,728
交付金額計(千円)		987,822	13,383	1,808	42,517	1,045,530

※1 補助対象建築物数 71棟 3路線（甲州街道31棟、三鷹通り34棟、品川通りの一部6棟）

※2 耐震診断補助金交付事業は平成28年度で終了（耐震診断実施率は令和3年度末で100％）

※3 令和6年度から繰越した2件

※4 令和7年度に申請があった補強設計1件は、事業期間が2箇年にわたるため令和8年度に繰越し

※5 令和6年度事業開始

イ 一般緊急輸送道路沿道建築物※1、2

種別		令和6年度	令和7年度
耐震診断	交付(件)	0	0
	交付金額(千円)	0	0
補強設計	交付(件)	0	0
	交付金額(千円)	0	0

耐震改修	交付(件)	0	0
	交付金額 (千円)	0	0
建替え 及び 除却	交付(件)	0	0
	交付金額 (千円)	0	0
工事監理	交付(件)	0	0
	交付金額 (千円)	0	0
交付金額計(千円)		0	0

※1 令和6年度から事業開始

※2 補助対象建築物数 25棟

(7) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務手続

ア 認可等事務

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づき、マンション建替えに係る認可等の事務手続を行うもの (単位：件)

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
マンション建替組合設立認可	0	0	0
マンション建替組合の定款の変更認可	0	1	1
マンション建替組合の事業計画の変更認可	0	1	1
マンション建替組合理事長の氏名等の届出	0	0	0
マンション建替組合理事長の氏名等の変更届出	0	0	0
権利変換計画の認可	0	0	0
施行再建マンションの団地管理規約の認可	0	0	0
マンション建替組合解散認可	0	0	0

イ 印鑑登録事務

調布市マンション建替事業に係る証明事務規則に基づき、マンション建替組合等の印鑑を登録し、使用印登録原票を備えるもの

(ア) 印鑑登録数 (単位：件)

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
建替組合	0	0	0
理事長	0	0	0
合 計	0	0	0

(イ) 事務処理件数 (単位：件)

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録申請	0	0	0
変更届出	0	0	0
廃止申請	0	0	0
亡失申請	0	0	0
職権抹消	0	0	0

合 計	0	0	0
-----	---	---	---

ウ 証明発行事務

調布市マンション建替事業に係る証明事務規則に基づき、マンション建替事業に係る税制上の特例措置に関する証明及びマンション建替組合に関する証明の発行事務を行うもの

(ア) 税制上の特例措置に関する証明 (単位：件)

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
優良住宅地の造成等のための土地の譲渡	0	1	0
権利変換手続開始の登記	1	0	0
区分所有権等の取得の登記	0	0	0
権利変換後の土地に関する登記	1	0	0
合 計	2	1	0

(イ) マンション建替組合に関する証明 (単位：件)

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
使用印登録証明	1	2	3
合 計	1	2	3

(8) 調布市居住支援協議会

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、不動産関係団体、居住支援団体等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するもの

ア 委員構成等

不動産関係団体（5団体）、居住支援団体（4団体）、調布市子ども生活部（2人）、同福祉健康部（3人）及び同都市整備部（1人）をもって組織、学識経験者（1人）をオブザーバーとして配置 男12人、女4人

イ 開催内容

回	開催日	協議検討事項等
第1回	令和7年5月22日	・調布市居住支援協議会の取組について ・調布市住まいぬくもり相談室実施報告について ・令和7年度居住支援協議会年間予定表(案)について
第2回	令和7年8月25日	・調布市住まいぬくもり相談室実施報告について ・居住支援事業の意見交換について ・居住サポート住宅の認定制度について ・調布市居住支援協議会協力不動産店会則の策定について ・3市合同居住支援セミナーについて
第3回	令和7年10月10日	・調布市住まいぬくもり相談室実施報告について ・調布市空き家等対策推進協議会との意見交換会について ・DV被害の相談機関について ・協力不動産店への説明について ・調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会の施設見学会について ・三市居住支援協議会合同セミナーについて
第4回	令和8年2月12日	・調布市住まいぬくもり相談室実施報告について ・居住支援セミナーの実施報告について ・令和7年度調布市居住支援協議会活動報告について ・令和8年度調布市居住支援協議会の取組について ・国土交通省安心居住推進課からの情報提供について ・調布市居住支援協議会協力不動産店登録制度について ・住宅確保要配慮者相談窓口事業に係るパンフレット等につ

		いて
--	--	----

ウ 住まいぬくもり相談室

住宅確保要配慮者に対し、適切な民間賃貸住宅の情報提供や福祉サービス、行政支援等の案内を行う相談窓口

(ア) 実施実績

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談実施件数(件)	113	110	114
成約率(%)	54	45	29

(イ) 協力不動産店数 30社

エ 啓発事業

開催日	概要
令和7年10月23日	三市居住支援協議会合同セミナー 件 名 : 行政・不動産の連携で不安・空室・ゼロプロジェクト～高齢者等入居に伴う不安ゼロ化を目指し入居者確保と安定経営を～ 内 容 : 調布市・三鷹市・小金井市の各居住支援協議会が合同して実施。行政関係職員や不動産関係団体を対象に、物件紹介に係るヒアリング方法等について実践を交えて学ぶ。 場 所 : 文化会館たづくり 12階大会議場 参加者数: 66人

オ 民間賃貸住宅仲介支援助成

市内の民間賃貸住宅へ転居する際、不動産事業者等に支払う仲介手数料について助成するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付(件)	9	10	11
交付金額(円)	503,150	594,300	645,525

カ 民間賃貸住宅家賃等債務保証支援助成

市内の民間賃貸住宅への転居に際し、保証人がいないことにより住宅の確保が困難となっている場合に、民間保証会社等を利用した際の保証料について助成するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付(件)	7	10	9
交付金額(円)	181,100	296,197	273,000

キ 住宅確保要配慮者入居促進事業助成

住まいぬくもり相談室を利用した住宅確保要配慮者の、民間賃貸住宅の賃貸借契約を仲介した不動産事業者に対して入居促進事業助成金を助成するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付(件)	24	26	20
交付金額(円)	720,000	780,000	600,000

(9) 空き家等対策

適切に管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の利活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対策を進めるもの

ア 調布市空き家等対策推進協議会

空き家等に関する施策の推進に必要な事項について検討、協議及び報告するもの

(ア) 委員構成等

学識経験者（２人）、ＮＰＯ法人の代表者（１人）、建築士（１人）、司法書士（１人）、行政書士（１人）、不動産関係団体（１人）、弁護士（１人）、調布市社会福祉協議会（１人）、空家等管理活用支援法人（１人）を持って組織 男７人、女３人

(イ) 開催内容

回	開催日	協議検討事項等
第1回	令和7年4月11日	・ 令和6年度事業報告について ・ 令和7年度事業計画について ・ 令和7年度空き家実態調査実施内容
第2回	令和7年7月4日	・ 第1回住まいの終活相談窓口について ・ 多摩4市合同セミナーについて ・ 空き家等対策連携広報啓発事業(市長会助成金申請事業)について ・ 令和7年度空き家実態調査の実施について ・ 令和8年度予算編成について
第3回	令和7年10月10日	・ 空き家実態調査の進捗状況について ・ 住まいの終活相談窓口(7月・9月実施分)について ・ 空き家等対策連携広報啓発事業の進捗状況について ・ 空き家バンクの進捗状況について ・ 空き家等管理活用支援法人の指定について ・ 空き家施策(トビバコ)に関する取材について
第4回	令和8年1月23日	・ 空き家実態調査の進捗状況について ・ 住まいの終活相談窓口(11月・1月実施分)について ・ 空き家等対策連携広報啓発事業の進捗状況について ・ 空き家バンクの進捗状況について ・ 相続財産清算人申立てについて ・ 空き家等管理活用支援法人の指定について ・ 空き家所有者意向調査・計画時点修正について ・ 空き家施策に関する取材について

イ 情報提供

(ア) 調布市ホームページに空き家等対策の情報（イベント・セミナー等）を掲載

(イ) 国土交通省が支援した民間事業者が開設した空き家バンク（W e b）に、空き家等対策の情報（イベント・セミナー等）のほか、利活用希望者等の情報を掲載

種別		令和5年度	令和6年度	令和7年度
空き家所有者(物件)(件)	申請数	2	1	1
	年度末登録件数	2	3(1)	1
空き家利活用希望(件)	申請数	7	6	21
	年度末登録件数	7	12(1)	26(4)

※ ()は年度末登録件数のうち非公開件数

ウ 空き家等リノベーション促進事業

空き住宅や空き店舗を活用する事業者が、多様な交流の場の創出、コミュニティ活性化等、地域の活動拠点作りを通じたエリアリノベーションの推進を図ることを目的にその空き家等の改修工事を行う場合、その経費の一部を補助するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調布市空き家等リノベーションスタートアップ補助金(件)	1	0	0

エ 相続財産清算人申立て（令和6年度開始）

所有者及び相続人が不存在となった空き家について、市が家庭裁判所に相続財産清算人の申立てをし、裁判所が選任した相続財産清算人が管理や処分を行うことにより空き家の解消を図るもの

種別	令和6年度	令和7年度
相続財産清算人選任申立て(件)	2	1
相続財産清算人選任審判(件)	1	2

オ 空き家等相談窓口設置事業（令和6年度開始）

(ア) 住まいの終活相談（空き家）（住まいの相談窓口週間 奇数月実施）

種別	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
相談(件)	2	1	1	4	1	4	13

(イ) 調布市空き家等相談窓口連絡会

a 実施回数 3回

b 協定事業者 関連業界団体3団体、金融機関2機関、NPO法人1団体

カ 空き家等対策連携広報啓発事業（令和6年度開始）

多摩・島しょ広域連携活動助成金事業として、近隣自治体、民間事業者及び大学と産学官連携により広域で空き家対策に係る広報啓発を行い、市民の空き家の有効活用、適正管理等に関わる意識の向上を図るもの

事業内容	令和6年度	令和7年度
空き家新聞の発行(回)	3	3

※事業期間 令和6年度から令和10年度までの5箇年

キ 啓発事業

開催日	概要
令和7年6月8日	東京都、三鷹市、府中市及び狛江市による共催事業 件 名 : 空き家・相続セミナー&個別相談会 ～住まいの終活を考えよう～ 内 容 : 空き家所有者等に対して、空き家問題解決に向けた相続セミナー・個別相談会を実施 場 所 : 府中市市民活動センター プラッツ 参加者数: セミナー 21人 個別相談会 9組

ク 空き家の譲渡所得の特別控除に必要な確認書の発行

空き家の発生を抑制するため、特例措置として実施されている譲渡所得の特別控除を受ける際に必要な確認書を発行するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受付(件)	42	44	49

ケ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除に必要な確認書の発行

低未利用地の適切な利用及び管理を促進するため、特例措置として実施されている譲渡所得の特別控除を受ける際に必要な確認書を発行するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
----	-------	-------	-------

受付(件)	0	0	2
-------	---	---	---

コ 調布市空家等管理活用支援法人の指定

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人制度を活用し、調布市空家等管理活用支援法人を指定するもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定(件)	1※1	0	1※2

※1 指定期間 令和6年度から令和7年度まで(2年間)

※2 指定期間 令和8年度(1年間)

サ 空き家実態調査

令和5年3月に策定した第二期調布市空き家等対策計画の時点修正に向け、空き家等の発生予防、適正管理、利活用等に関する課題を分析した結果を空き家施策に反映するため、市内の空き家等の総数、性質等の実態を調査し、基礎資料として整理することを主たる目的として実施するもの

(ア) 委託件名 調布市空き家実態調査業務委託

(イ) 契約期間 令和7年6月25日から令和8年3月24日まで

(ウ) 契約金額 9,779,000円

(エ) 調査方法 悉皆調査

(10) 住宅修築相談

市民からの住宅の増築、改築、改装、修繕、附帯工事等に関する相談に対して、市と協定を締結している調布住まいの相談センターを紹介し、施工者が対応を行うもの

(11) 分譲マンション管理計画認定制度

分譲マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき計画認定を行うもの

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定(件)	8	10(うち変更1)	10(うち変更1)

(12) 分譲マンション管理状況届出制度

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく分譲マンション管理状況届出制度の届出受理に関するもの※1

種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
届出受理件数	3	6	0
変更等届出受理件数	2	2	0
督促件数(郵送及び訪問を含む)	0	0	0
更新の届出受理件数※2	0	0	34
管理不全の兆候があるマンションへの報告聴取又は調査	0	0	0
届出書による届出のあったマンションへの助言等通知件数	1	2	0

※1 対象のマンションは、昭和58年12月31日以前に建てられたマンションのうち、居住の用に供する独立部分が6以上であるもの(令和7年度末時点の対象数は123棟)

※2 前回の届出から5年以内に届出の更新を要するもの

4 市営住宅対策 予算科目(款・項・目) 40・20・05 [決算書339ページ]

市営住宅施設の適切な維持保全を図るため、計画的に改修工事等を実施するもの

- (1) 調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事
ア 契約金額 80,707,000円
イ 受注者 株式会社ライフスタイル
ウ 工事概要 外壁改修工事、屋上防水改修工事、塗装改修工事等
- (2) 調布市八雲台市営住宅給水管改修工事
ア 契約金額計 906,719円（単価契約）
イ 受注者 調布管工土木事業協同組合
ウ 工事概要 老朽化した住戸内給水管及び雑排水管の改修
エ 工事実施戸数 1戸
- (3) 調布市富士見第2市営住宅給水管及びLED照明化改修工事
ア 契約金額計 52,325,474円（単価契約）
イ 受注者 調布管工土木事業協同組合、調布市電設協同組合
ウ 工事概要 老朽化した住戸内給水管及び雑排水管の改修、住戸内照明のLED化
エ 工事実施戸数 48戸
- (4) 調布市富士見第2市営住宅給水ポンプ部品交換工事
ア 契約金額計 1,494,504円（単価契約）
イ 受注者 調布管工土木事業協同組合
ウ 工事概要 給水ポンプの部品交換工事
- (5) 調布市下石原市営住宅集会所空調機ほか改修工事
ア 契約金額 5,170,000円
イ 受注者 株式会社二十二設備
ウ 工事概要 集会所空調機等の改修工事
- (6) 調布市下石原市営住宅集会所LED照明化改修工事
ア 契約金額計 546,370円（単価契約）
イ 受注者 調布市電設協同組合
ウ 工事概要 集会所照明のLED化等
- (7) 調布市公共施設建材アスベスト含有調査委託
ア 契約金額計 74,800円（単価契約）
イ 受託者 株式会社伊藤公害調査研究所
ウ 委託概要 調布市八雲台市営住宅住戸内給水管及び雑排水管の改修工事に伴うアスベスト調査

用 地 課

1 用地取得及び補償契約

まちの将来像の実現のために必要不可欠な事業用地等を取得するもの

用地取得受託件数 4 件

(1) 一般会計での取得

ア 道路事業用地 予算科目（款・項・目）40・10・15〔決算書315ページ〕

予算科目（款・項・目）40・15・10〔決算書325ページ〕

事業名	面積(㎡)	金額(円)	補償額(円)	計(円)
市道北 48 号線	0	0	884,774	884,774
市道南 137・140 号線	15.78	8,081,801	5,150,990	13,232,791
市道南 199 号線(Ⅱ期)	19.21	1,993,998	874,412	2,868,410
市道南 148 号線	0	0	3,639,741	3,639,741
市道 C25 号線	100.56	55,257,720	8,852,692	64,110,412
計	135.55	65,333,519	19,402,609	84,736,128

イ 都市計画道路用地 予算科目（款・項・目）40・15・10〔決算書325ページ〕

事業名	面積(㎡)	金額(円)	補償額(円)	計(円)
調布都市計画道路事業 3・4・9 号線	100.01	43,677,770	42,236,562	85,914,332
計	100.01	43,677,770	42,236,562	85,914,332

ウ 公共施設用地 予算科目（款・項・目）40・15・20〔決算書329ページ〕

事業名	面積(㎡)	金額(円)	補償額(円)	計(円)
深大寺・佐須地域の里 山、水辺環境の保全・ 活用事業	1,726.43	251,540,851	0	251,540,851
計	1,726.43	251,540,851	0	251,540,851

エ 東京都受託事業 予算科目（款・項・目）40・15・5〔決算書323ページ〕

事業名	面積(㎡)	金額(円)	補償額(円)	計(円)
調布都市計画道路事業 3・4・17 号線	0.33	158,341	3,906,682	4,065,023
計	0.33	158,341	3,906,682	4,065,023

合 計 ア～エ	1,962.32	360,710,481	65,545,853	426,256,334
---------	----------	-------------	------------	-------------

(2) 調布市土地開発公社による取得

ア 生活道路用地 用地特別会計債務負担行為

事業名	面積(㎡)	金額(円)	補償額(円)	計(円)
市道北 165 号線及び 市道北 165-13 号線	42.82	13,290,320	2,705,048	15,995,368
計	42.82	13,290,320	2,705,048	15,995,368

(3) 用地特別会計での取得（公有財産購入費） 調布市土地開発公社からの買戻し

予算科目（款・項・目） 05・05・05

（用地特別会計）

〔決算書495ページ〕

事業名	面積(㎡)	金額(円)	補償額(円)	計(円)
市道南 25-4 号線	86.69	41,424,679	0	41,424,679
市道北 165 号線及び 市道北 165-13 号線	42.82	15,995,368	0	15,995,368
国史跡下布田遺跡整備 事業	408.24	110,633,040	0	110,633,040
調布都市計画道路事業 3・4・9 号線 (特定事業用地)	49.71	16,452,843	0	16,452,843
計	587.46	184,505,930	0	184,505,930

調布市では、平成18年度に策定した調布市土地開発公社経営健全化計画（5箇年計画）に基づき、事業用地を中心に健全化の取組を進め、供用済土地の解消や5年以上の長期保有地について債務残高縮減を図った。

また、その後の調布市独自の土地開発公社経営健全化計画（3箇年計画）に基づき、更に代替地のうち商品として区分される土地の債務残高の解消を図り、平成23年度からは国の指標による健全な状態を維持している。

令和元年度からは事業進捗に応じて段階的に特定事業用地の債務解消を図っている。

2 その他用地事務

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出と申出事務

第4条届出件数 19件

第5条申出件数 0件

道 路 管 理 課

1 道路管理事務 予算科目（款・項・目）40・10・10〔決算書311～313ページ〕

身近な公共施設である道路などを適正な状態に保つため、道路法及び各種法令等に基づき、道路管理者として必要な調査、審査、許可、指導及び監督を行うもの

(1) 道路台帳整備

道路法第28条に基づき道路の区域や構造等、道路管理における基礎的な事項を把握するため、毎年、道路台帳の補正等を行っている。

ア 調布市道の状況（令和8年3月31日現在）

（ア）市道路線数 2,960路線（主要市道 39路線、一般市道 2,921路線）

（イ）延べ延長 約390.1km

イ 市道路線の認定・廃止等

（ア）市道路線の認定 なし

（イ）市道路線の廃止 なし

（ウ）市道路線の一部廃止 なし

（エ）市道路線の区域変更等告示件数 42件

ウ 道路敷地の寄附受け（開発事業による寄附受けを含む。）

22件 面積 約2,198㎡

(2) 道路等証明の発行状況

ア 道路幅員等証明 27件

イ 道路区域証明 14件

ウ 道路等境界証明 313件

エ 法定外公共物証明 3件

オ 境界図コピー対応 3,706件

(3) 路線調査測量

市道路線等境界確認件数 37件

(4) 路面下空洞化調査

令和6年度から令和9年度までの4箇年で市内約390kmの路面下空洞化調査を実施する。令和7年度は、市内約97kmの調査を行った。

なお、平成26年度から令和元年度までの6年間で、道路幅員5.5m以上の道路やバス路線等を中心に、市内約90kmの路面下空洞化調査を2度実施した。令和2年度及び令和3年度には、2箇年かけて過去に調査していない市内約250kmの調査を行い、令和4年度及び令和5年度には、過去に実施した路面下空洞化調査の結果を踏まえ、比較的優先度の高い空洞から順次補修対応を実施した。

(5) ふれあいのみちづくり事業

市道等の適正な維持管理及び美化の推進を図り、地域コミュニティの活性化に貢献するため、市と市民が協働して、市道、水路、畦畔その他特定の公共空間における清掃等の維持管理活動を実施するもの

ア 認定団体数、構成人員 18団体 252人

イ 活動延長 10,816m

(6) 道路占用等

道路法に基づく申請を審査し、許可・不許可等の判断をするとともに、車両制限令の規定による

通行認定を行った。

- ア 道路占用申請件数 1, 316件 (道路法第32条)
- イ 沿道掘削申請件数 10件 (同法第43条)
- ウ 特殊車両通行許可協議件数 113件 (同法第47条の2)
- エ 自費工事施行承認申請件数 156件 (同法第24条)
- オ 大型・特殊車両通行認定申請件数 51件 (車両制限令第12条)

2 道路維持保全 予算科目(款・項・目) 40・10・10 [決算書313ページ]

市民生活の安全・安心を確保するため、道路及び附帯施設(道路排水施設や街路樹等)を一体的に管理し、適切な維持補修を行うもの

道路上に不法に投棄されたごみ、除草や樹木のせん定については、資源循環推進課及び緑と公園課と連携し、迅速な対応に努めた。

(1) 道路清掃等

- ア 道路清掃 1, 848km
- イ ます清掃 5, 689箇所
- ウ 水路等清掃 57m³
- エ U字溝清掃 338m

(2) 除草

126, 166m²

(3) 維持補修

- ア 舗装補修 10, 906.79m²
- イ 雨水ます設置 29箇所

(4) 街路樹

- ア 定期管理 78路線 33, 741m²
- イ 伐採、その他枝切り等 60件

3 交通安全施設 予算科目(款・項・目) 40・10・10 [決算書313ページ]

道路に附帯し、交通安全上欠くことのできない施設(街路灯、道路反射鏡、防護柵等)について、日常のパトロール等により異常の有無を把握するとともに、市民からの通報や要望に対して迅速に対応し、施設の良好な状態の保持に努めるもの

(1) 街路灯(LED化率62.7%)

- ア 街路灯新設 106箇所
- イ 照明器具修理 2, 345件(うち照度改善1, 160件)
- ウ 防犯外灯電気料金の助成 2自治会 1, 079, 454円

(2) 道路反射鏡

- ア 道路反射鏡新設 4基
- イ 鏡面交換、角度調整等 36箇所

(3) 防護柵 交換・修理等 18箇所

(4) 道路区画線標示 4, 269.2m

(5) 自発光式交差点^{びょう} 鉤

- ア 新設 0基
- イ 交換・修理等 0基

4 地籍調査

予算科目（款・項・目）40・10・10〔決算書315ページ〕

^{まいふで}毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊として作成するもの

国土調査法に基づき地元自治体等が行う土地の最も基本的な調査で、国土調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、令和2年5月に閣議決定された第7次国土調査事業十箇年計画では、「全国のD I D地区（人口集中地区）のうち、地籍調査を緊急に実施すべき地域約6割について、少なくとも官民境界情報の整備を完了させる。」ことを目標として事業量が明示されている。

平成19年度には、道路や河川等の長狭物（主に官有地）と民有地との境界（官民境界）を民々境界に先駆けて調査する「官民境界等先行調査」に着手し、上石原1丁目と同2丁目において調査を実施した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う地盤の変動による基準点成果の改定に伴い中断していた官民境界等先行調査を平成26年度に上石原3丁目から再開した。令和6年度からは街区境界調査を下石原2丁目で実施しており、令和7年度末の進捗率は4.6%（実施面積ベース）である。

5 道路整備

予算科目（款・項・目）40・10・15〔決算書315～317ページ〕

道路を安全で快適に通行可能な状態に維持するため、各種調査の結果を受けて道路整備を行うもの

(1) 生活道路整備

武蔵野の路（二子・是政コース）の交通環境の改善を図るため、舗装の一部を拡幅する工事を実施した。また、市道C4号線、市道C11号線について、舗装の更新を目的として舗装改良工事を実施した。

さらに、市道S459号線及び市道C20号線等について、舗装工事等に必要な測量設計を行った。

No.	事業名
1	令和6年度市道C28号線舗装補修工事(令和7年へ繰越6-7)
2	令和7年度武蔵野の路(二子・是政コース)拡幅工事その3
3	令和7年度市道C4号線舗装改良工事
4	令和7年度市道C11号線舗装補修工事
5	令和7年度市道S459号線測量設計委託
6	令和7年度市道C20号線測量設計委託
7	令和7年度市道W250号線擁壁詳細設計委託
8	令和7年度市道C29号線交差点改良測量設計委託
9	令和7年度市道N634号線測量委託
10	令和7年度深大寺佐須用水路補修設計委託

(2) 人と環境にやさしい道路整備

市内の主要な市道のうち、歩道と車道の段差が大きい路線について、道路の移動等円滑化整備ガイドライン等に沿ったバリアフリー化工事を行っている。令和7年度は、市道C12号線について、工事に向けた測量を行った。

無電柱化の推進については、令和4年3月に策定した「調布市無電柱化推進計画」に基づき、

「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を図るため、優先的に無電柱化を検討する路線や施策等を示し、検討を進めた。令和7年度は、市道C20号線の電線共同溝整備工事を行うとともに引込管路工事等の設計委託を行った。

No.	事業名
1	令和7年度市道C12号線測量委託
2	令和7年度市道C20号線電線共同溝整備工事
3	無電柱化事業の施行に伴う引込管路工事等の委託に関する令和7年度協定(市道C20号線)

6 橋りょうの耐震補強・補修 予算科目(款・項・目) 40・10・15

[決算書315～317ページ]

野川、仙川などに架設された市が管理する橋りょうについて、平成15年度から橋りょう台帳を整備し、補強が必要な橋りょうを対象に耐震補強工事を進め、令和4年度末に耐震補強が必要な48橋すべての耐震補強工事が完了した。

令和7年度は、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、3橋の補修設計委託、23橋の点検、5橋の補修工事を行った。

No.	事業名
1	令和7年度大町橋ほか2橋補修設計委託
2	令和7年度定期橋りょう点検委託
3	令和7年度橋場橋ほか4橋補修工事

7 市有財産の処分等

市が管理する道路や水路は、本来、広く供用されるべきものであるが、その中には一部宅地内に取り込まれるなど、長くその機能が喪失しているものが存在する。これらのうち、今後も活用が見込みがないものについては、公有財産の有効利用の観点から、一定の手続を経たうえで占有者や隣接地権者への売却を実施している。このほか、市が管理する将来的に道路になる予定の土地のうち、現在未利用の土地については、有償による使用許可を行っている。

(1) 売却

区分	件数(件)	面積(㎡)	金額(円)
道路	0	0	0
水路	1	43.96	4,197,400
認定外(一括廃止)	9	440.05	42,936,400
畦畔等	11	486.04	57,837,400
合計	21	970.05	104,971,200

※ 上記合計21件は、2区分にまたがる契約があるため、契約件数(19件)とは異なります。

(2) 使用許可

区分	件数(件)	面積(㎡)	金額(円)
市有財産使用許可	3	115.70	551,112

8 苦情・要望等処理

市民からの要望や苦情、道路パトロールを通じて、道路の水たまり・舗装劣化・陥没・家屋への振動などが発見された場合、速やかに補修等を実施するもの

また、水路等の草刈り、清掃、不法投棄の撤去を行い、環境美化に努めるもの

処理の状況

(単位：件)

種 別	5 年 度	6 年 度	7 年 度
不法投棄	109	56	70
草刈り・せん定	645	347	263
道路補修等	478	424	333
道路・水路清掃	143	67	66
安全施設	318	353	265
その他	267	214	114
合 計	1,960	1,461	1,111

交 通 対 策 課

1 交通安全対策事務費 交通安全対策事業費 予算科目（款・項・目）10・05・55

〔決算書111ページ〕

関係機関と協力し、交通安全に対する啓発など、交通安全の推進を図るもの

(1) 市民への交通安全啓発活動

ア 春、秋の全国交通安全運動等

(ア) 春の全国交通安全運動期間 令和7年4月6日から同月15日まで

春の全国交通安全運動実施に伴い、交通ルール・マナーの周知、浸透を図るために、警察及び交通安全協会等関係団体と連携し、下記の啓発活動を実施した。

イベント名称	実施日	場所	内容
ファミリー交通安全のつどい	令和7年3月15日 (運動期間前)	狛江エコルマ ホール	・一日警察署長委嘱式 ・交通安全パレード ・交通安全教室
自転車安全利用キャンペーン	令和7年4月9日	キテラタウン 調布店前	・自転車の無料点検 ・啓発チラシ、反射材配布

(イ) 秋の全国交通安全運動期間 令和7年9月21日から同月30日まで

秋の全国交通安全運動実施に伴い、交通ルール・マナーの周知、浸透を図るために、警察及び交通安全協会等関係団体と連携し、下記の啓発活動を実施した。

イベント名称	実施日	場所	内容
秋の交通安全のつどい	令和7年9月6日 (運動期間前)	調布市グリーン ホール大ホール	・1日警察署長委嘱式 ・交通安全教室 ・交通安全ステージ
自転車安全利用キャンペーン	令和7年9月24日	キテラタウン 調布店前	・自転車の無料点検 ・啓発チラシ、反射材配布
自転車実技教室	令和7年9月30日	布田小学校	・自転車の交通ルールを学ぶ実技教室

イ 自転車安全利用キャンペーン

自転車の安全利用を広く訴えるために、警察及び関係団体と連携し、広報啓発活動を実施した。

イベント名称	実施日	場所	内容
自転車安全利用キャンペーン	令和7年5月14日	トリエ京王調 布B館南側道 路	・自転車無料点検 ・自転車利用者に対して交 通ルールとマナーの啓発 ・反射材の配布
自転車安全利用キャンペーン	令和7年11月19日	キッチンコー ト西調布店駐 輪場周辺	・自転車無料点検 ・自転車利用者に対して交 通ルールとマナーの啓発 ・反射材の配布

ウ 高齢者交通安全対策事業

(ア) 高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）講習会

令和7年11月11日に実施し、地域の高齢者の交通安全教育の推進と交通事故防止を啓発するため、市内老人クラブの代表等24人が参加した。

(イ) 調布市高齢者等運転免許自主返納サポート事業

高齢者が運転する自動車事故の減少を目的に、調布市と調布市商工会、調布市高齢者免許自主返納推進市民会議が連携・協力して、運転免許証を自主返納した高齢者等が、協力店舗で運

転経歴証明書を提示することで、店舗特典サービスを受けることができるサポート事業を開始した。

この事業を通じて、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進することにより、運転に不安を感じている高齢者等の運転免許証自主返納の促進に寄与する。

サービス利用実績

(単位：人)

実施状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特典利用人数	83	54	66

エ 新1年生への交通安全運動

令和7年4月に新1年生になる小学生を対象に、ランドセルカバー及び黄色い帽子等を配布した（配布数約2,300個）。

本年度からの取組として、令和7年4月に入学予定の新1年生全員を対象に、FC東京マスコットキャラクター「東京ドロンプ」をデザインした反射材素材の黄色いランドセルカバーを、市がパートナーシップを結ぶプロサッカーチームであるFC東京及び株式会社MIXIから寄贈いただいた。

(2) 団体交付金支出状況（調布市交通安全対策事業補助金交付要綱に基づく）

(単位：円)

団 体	金 額	活動内容
調布交通安全協会	2,000,000	交通安全指導・子どもの交通事故防止活動・自転車交通安全教室の開催・街頭キャンペーン等による啓発
調布警察署管内園児交通安全防犯連絡会	570,000	交通安全講習会の実施・防犯講習会の実施・交通安全啓発活動・子ども交通安全のつどい等による啓発
合 計	2,570,000	

(3) 夏休み親子交通安全フェスタ

調布警察署による交通安全講話や歩行訓練、白バイデモ走行、EVカートの走行体験、東京都による自転車シミュレーターを用いた模擬走行体験などを実施し、交通安全に関する正しい知識の普及を図るため、幼児、児童及び保護者を対象とした親子交通安全教室を開催した。

ア 開催日 令和7年7月19日

イ 会場 子ども交通教室

ウ 参加人数 子ども87人（乳幼児70人、小学生17人） 大人77人

(4) 調布市自転車安全利用講習会

一般の自転車利用者及び市職員向けに座学型の自転車安全利用講習会を開催した。（単位：人）

区分	開催日	会場	参加人数
第1回	令和7年8月7日 午前	文化会館たづくり8階映像シアター	40
第2回	令和7年8月8日 午後	文化会館たづくり8階映像シアター	39
第3回	令和7年8月9日 午前	文化会館たづくり8階映像シアター	8
合 計			87

(5) 自転車安全利用促進事業

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、令和2年4月1日から自転車保険への加入が義務化となった。

これを受け、多くの市民に自転車点検・整備の重要性及び自転車保険義務化が周知されることを

目的として、自転車保険の1つであるTSマーク付帯保険加入費用に対して、助成券配布方式により1枚あたり1,000円を助成した。(単位:枚)

実施状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成券配布枚数	250	158	164
助成券使用枚数	2	3	2

(6) 自転車用ヘルメット着用促進事業

令和5年4月から改正道路交通法が施行され、自転車利用者のヘルメット着用が全世代に対して努力義務化された。

これを受け、多くの市民に自転車利用者のヘルメットの着用及び、市内の自転車利用者の安全運転を推進するため、調布市民が安全基準を満たした自転車用ヘルメットを対象店舗で購入する際、1個あたり最大2,000円を値引いて購入することができる自転車用ヘルメット着用促進事業を実施した。

ア 対象店舗数(令和8年3月末時点)(単位:店舗)

調布市	狛江市
19	3

イ 利用実績(単位:個)

実施状況	令和5年度(8月~)	令和6年度	令和7年度
購入助成個数	2,836	3,514	3,029

(7) 東京都市町村民交通災害共済

ア 加入状況(単位:人)

加入者	令和5年度 加入者数	令和6年度 加入者数	令和7年度 加入者数
一般加入Aコース	2,230	2,434	2,305
一般加入Bコース	609	690	690
小・中学生	18,195	18,302	18,335
交通安全協会役員	78	62	44
合計	21,112	21,488	21,374

イ 東京都市町村民交通災害共済見舞金支払状況

支払状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数(件)	29	18	19
金額(円)	1,650,000	2,070,000	1,000,000

(8) 子ども交通安全教室

幼児及び児童の自転車の安全な利用を促すことにより、広く市民の交通マナーを高めるため設置するもの

ア 幼児・児童を対象としたクラブ

幼児・児童を対象とした3つのクラブを春期と秋期に加え、短期クラブを3期開設し、各期週1回、子どもたちに交通ルールや自転車の安全な乗り方などを指導した。

実施回数(回)	子ども(人)	大人(人)	参加人数計(人)
58	129	141	270

イ 1日交通安全教室

園児や小学生を対象に、自転車の安全な乗り方について、コースを利用して指導したほか、スライドやビデオを見ながら交通ルールを学ぶ教室を開催した。

開催回数(回)	園児(人)	小学生(人)	父母・教諭(人)	受講人数(人)
14	96	332	116	544

ウ 延べ利用人数（一般開放時を含む。）（単位：人）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
17,460	18,428	18,702

(9) スタントマンを活用した自転車交通安全教室（交通事故再現スタント）

スタントマンが交通事故を再現することにより、参加者に交通事故の衝撃や怖さを知ってもらい交通ルールやマナーの向上を図ることを目的として実施するもの

実施場所	実施日	参加人数(人)
東京都立神代高校(※)	令和7年4月30日	320
調布市立第三中学校	令和7年5月2日	600
調布市立第四中学校	令和7年5月30日	346
調布市立第五中学校(※)	令和7年9月26日	730

※ シルバー人材センター職員も同席

(10) その他交通安全教育

ア 交通安全講話

開催回数(回)	園児(人)	小学生(人)	大人(人)	合計(人)
101	272	16,877	3,892	21,041

イ 歩行訓練（保育園・幼稚園・新1年生）

開催回数(回)	園児(人)	小学生(人)	合計(人)
46	1,742	1,480	3,222

ウ 自転車実技教室

開催回数(回)	小学生(人)	中学生(人)	合計(人)
11	543	72	615

エ 自転車講話

開催回数(回)	小学生(人)	大人(人)	合計(人)
31	1,416	1,736	3,152

(11) 令和7年1月から同年12月までの交通事故件数等

ア 交通事故（人身）件数

件数(件)	死亡事故	重傷事故	軽傷事故
492	1	20	471

イ 死傷者数

計(人)	死亡者数(人)	重傷者数(人)	軽傷者数(人)
534	1	20	513

ウ 年齢階層別死傷者数

20歳未満(人)	20～24歳(人)	25～64歳(人)	高齢者(人)
70	28	321	115

エ 関連事故件数（第一当事者・第二当事者（※）を含む。）（単位：件）

自転車関連事故件数	歩行者関連事故件数
-----------	-----------

	うち、違反なし件数		うち、違反なし件数
278	66	71	67

※ 「第一当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重いものをいい、また、過失が同程度の場合には、人身損傷程度が軽いものをいう。

また、「第二当事者」とは、当該交通事故における過失がより軽いか、又は過失（違反）が同程度の場合にあっては、被害がより大きい方の当事者をいう。

2 自転車対策事業 予算科目（款・項・目）40・05・05〔決算書303～305ページ〕

通勤、通学、買物等における自転車・原動機付自転車利用者の利便性向上のため、自転車等駐車を整備、管理・運営するとともに、放置自転車の撤去、保管、処分等を行うもの

(1) 自転車等駐車対策協議会

ア 概要

調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例第11条の規定により、自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議を行うため、設置するもの

イ 委員構成等

商工関係者（4人）、交通安全関連組織役員（2人）、関係行政機関（3人）、鉄道事業者（1人）、市職員（5人）をもって組織。男13人、女2人

ウ 開催状況

令和7年度は開催しなかった。

(2) 自転車等駐車場設置状況

ア 有料・無料駐車場（令和8年3月31日現在）

区分	収容台数(台)	比率(%)	箇所数	比率(%)
有料駐車場	21,300	93.22	37	90.24
無料駐車場	1,550	6.78	4	9.76
合 計	22,850	100.0	41	100.0

イ 駐車場施設用地（令和8年3月31日現在）

区 分	箇所数
市有地	21
民地(市民等)	16
民地(京王電鉄株式会社)	4
中日本高速道路株式会社	1
合 計	42

(3) 自転車等駐車場運営等業務

無料駐車場及び有料駐車場の管理運営、市内京王線9駅周辺で指定した自転車等放置禁止区域を中心とした放置自転車の撤去並びに撤去した自転車等の管理、返還、売却及び処分を行った。

売却及び処分などの業務を除き、この業務は一般財団法人調布市市民サービス公社（以下「公社」という。）に委託した。

ア 無料自転車等駐車場整理業務

無料自転車等駐車場における使用者への駐車場内の誘導、自転車等の整理、清掃、満車状態時におけるほかの自転車等駐車場使用の案内、長期間存置されている自転車等の確認業務を行った。

イ 有料自転車等駐車場運営等業務

有料自転車等駐車場の使用料の徴収に関する月ぎめ使用に係る受付、使用料の収納、駐車証等の発行、収納した使用料の市への払込み及び駐車場使用者の誘導、整理、清掃、台数確認、機械式駐車場の管理・保守業務、自転車等駐車場巡回業務並びに各種点検業務を行った。

また、調布市立京王多摩川自転車等駐車場2階フロアに、一時利用専用の自転車電磁ラックと精算機を整備した。

ウ 自転車等保管所運営業務

放置自転車として撤去し、上石原及びつつじヶ丘自転車等保管所に移送した自転車等の防犯登録情報等のデータ入力、返還の自転車等の確認、自転車等撤去費用の収納及び受領証・領収書作成等の返還手続、返還に関する問合せの対応並びに保管所内の整理、清掃業務を行った。

エ 自転車対策管理業務

(ア) 放置自転車等撤去、移送、処分等業務

放置自転車等の撤去及び当該自転車の保管所への移送、自転車等駐車場内に長期間放置されている自転車等の撤去及び移送並びに保管期限が満了した保管所内の自転車等の処分業務を行った。

(イ) 放置自転車等システム運用業務

撤去した自転車等の管理等を行うため、保管所・市・公社間にネットワークでつながっている放置自転車等システムのリース契約、通信回線の保守、履歴の確認及びデータのバックアップ業務を行った。

オ 放置自転車対策業務

(ア) 放置自転車等撤去・返還・売却・廃棄等状況

(単位：台)

区 分	撤 去	返 還	売 却	廃 棄	リサイクル	海外供与
自転車	1,732	1,075	356	55	36	0
原動機付自転車	25	12	1	3	0	0
合計	1,757	1,087	357	58	36	0

(イ) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

放置自転車は、歩行者の安全な通行を妨げ、街の美観を損ね、災害時には緊急活動を阻害する要因となるなど社会問題となっている。

このような放置自転車問題を広く市民に訴え、放置防止を図るため、関係団体と連携して、市内の放置自転車等の多い調布駅、つつじヶ丘駅、仙川駅周辺で駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。

a 期間

令和7年10月22日から同月31日まで

b 内容

調布駅・つつじヶ丘駅・仙川駅前で、広報用ティッシュ約10,000個、啓発用チラシ約5,000枚を配布

c 撤去活動

延べ9日間実施、撤去・移送台数48台

d 協力団体5団体 延べ参加者数385人

(4) 調布市自転車活用推進計画策定検討会

令和7年度は「調布市自転車活用推進計画」の策定に向けて、「調布市自転車活用推進計画策定検討会」を5回開催し、当該検討会で活用する資料等を作成し、検討会の中で調布市自転車活用推進計画について意見や助言をいただき、計画(素案)を策定した。

また、市民ニーズを反映した計画とするため、「オープンハウス(注1)(注2)」やアンケート等で、市民の皆様からいただいた御意見等を参考にしながら「調布市自転車活用推進計画(案)」を取りまとめ、令和8年2月20日から令和8年3月21日までパブリック・コメント手続による意見募集を実施し、令和8年3月末に「調布市自転車活用推進計画」を策定した。

(注1) みちの井戸端会議と同時開催1回

(注2) 地域公共交通と同時開催2回

ア 概要

調布市自転車活用推進計画(自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第11条第1項の規定に基づき、市が自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画をいう。以下同じ。)の策定に必要な事項について検討するため、調布市自転車活用推進計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置するもの

イ 委員構成等

学識経験者(2人)、地域関係団体(4人)、自転車関連事業者(2人)、交通事業者(3人)、関係行政機関(3人)、市職員(2人)をもって組織。男14人、女2人

ウ 開催状況

区分	開催等	主な内容
令和7年度第1回	令和7年5月29日 調布市役所5階 市長公室	・新委員の紹介及び会長挨拶 ・これまでの取組 ・調布市自転車活用推進計画の検討 ・既存計画の更新 ・市民参加(オープンハウス展示パネルについて及び自転車に関する市民アンケート調査)
令和7年度第2回	令和7年8月7日 調布市文化会館たづくり12階大会議場	・これまでの検討会の取組 ・市民参加 ・自転車活用推進計画(施策内容一覧について及び施策の具体的内容・取組について) ・既存計画の更新
令和7年度第3回	令和7年度10月17日 調布市役所5階 市長公室	・これまでの検討会の取組 ・調布市自転車活用推進計画(骨子案) ・調布市自転車ネットワーク計画(骨子案) ・調布市自転車等対策実施計画(骨子案) ・市民参加
令和7年度第4回	令和7年12月25日から 令和8年1月20日まで (書面開催)	・これまでの検討会の取組(前回の意見と対応及び修正箇所の補足説明) ・オープンハウスの結果について ・調布市自転車活用推進計(骨子)について
令和7年度第5回	令和8年3月26日 調布市役所5階	・これまでの検討会の取組(前回の意見と対応及び修正箇所の補足説明)

	市長公室	・調布市自転車活用推進計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果と計画(案)への反映について
--	------	---

(5) シェアサイクル事業

市民や来訪者の回遊性・利便性の向上を図るため、令和4年度から民間管理運営事業者と協定を締結し、本格実施をしている。また、調布市内において地震、風水害、その他の災害時における市の応急対策に対し、協力する内容等の必要事項を定めた「サイクル事業に関わる災害時における支援の協力に関する協定」を令和7年5月1日に締結した。

ア 本格実施期間

令和4年4月1日から

イ 市内サイクルステーション設置状況（令和8年3月31日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年増減数
サイクルステーション数(箇所)	94	112	131	19
最大収容台数(台)	801	959	1,082	123

ウ 稼働状況（年間累計）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年増減数
利用台数(回)	353,453	484,074	548,750	64,676
稼働台数(台)	54,530	71,366	77,087	5,721

3 ミニバス交通事業 予算科目（款・項・目）40・05・05〔決算書305ページ〕

高齢者等の社会参加の促進と公共交通不便地域の解消等を目的に、公共交通整備重点地区への対応として3路線（西・東・北路線）を設定し、民間バス事業者と共同で運行事業を実施するもの

(1) 調布市ミニバス3路線（西・東・北路線）

西路線については、運行収支の赤字分を運行事業補助金として予算の範囲内で交付するとともに、円滑な運行を継続するため協議をバス事業者と行った。東路線については、令和7年10月1日付け一般路線の料金改定に伴い、料金改定を実施。

調布市ミニバス3路線利用人数

（単位：人）

路線名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年増減数
西路線	373,524	371,507	377,108	5,601
東路線	176,393	100,789	101,475	686
北路線	321,984	331,464	335,373	3,909
合 計	871,901	803,760	813,956	10,196

(2) 北部地域におけるデマンド型交通（実証実験）

これまで北部地域で実証実験を行った巡回公共交通の運行に比べ、より柔軟に対象地域の方々のニーズに対応するため、深大寺北町及び深大寺東町と一部区域外として深大寺元町や柴崎、三鷹市に設置された乗降ポイント間を運行する、デマンド型交通（事前予約型乗合タクシー）事業を実証実験形式で運行。

ア 運行日

令和5年12月25日から令和8年6月30日までの月曜日から土曜日（祝日、年末年始は運休）

イ 乗降ポイント数（令和8年3月31日時点）（単位：箇所）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
44	53	56

ウ 運行日数（単位：日）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
71	292	291

エ 利用人数（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月		106	143
5月		95	114
6月		135	164
7月		178	257
8月		197	204
9月		229	285
10月		247	215
11月		120	154
12月	8	140	185
1月	53	113	149
2月	59	127	179
3月	89	130	198
合計	209	1,817	2,247

4 自転車駐車場等整備事業 予算科目（款・項・目）40・05・10〔決算書305ページ〕

施設の運営管理の適正化を図るとともに、調布市自転車等対策実施計画に基づく、自転車駐車場等の整備・有料化を推進し、併せて、恒久的な自転車駐車場等の設置について取り組むもの

自転車駐車場等の整備状況

令和7年度は、令和5年度に実施したがけ・擁壁健全度調査結果に基づき、樹木の根による影響が見込まれたつつじヶ丘西第2自転車駐車場の擁壁について、根本、蔦の伐採、水抜き穴の補修、モルタル損壊部の補修工事を実施した。

5 自転車通行空間整備費 予算科目（款・項・目）40・05・05〔決算書305ページ〕

調布市自転車ネットワーク計画に基づき、車道を通行する自転車の安全を確保し、良好な自転車通行環境を実現させるため、自転車通行空間整備を進めるもの

(1) 自転車通行空間整備状況

調布市自転車活用推進計画（令和8年3月策定）に基づき、自転車の安全利用、健康増進、環境負荷低減、地域活性化、観光振興などを目的とした自転車活用を総合的に目指している。特に自転車通行空間の計画的な整備推進を具体的に実現するため、自転車ネットワークを構成する路線を選定し、自転車及び歩行者の安全を早期に確保する必要がある。優先度の視点として自転車の集中する駅周辺、中心市街地エリアその他開発により適正な交通処理が必要なエリアを位置づけている。

令和7年度は、自転車利用の多い市街地エリアとして、市内の東西を結ぶ品川通りを広域自転車交通軸として整備を実施した。

(2) 自転車ナビマーク・ナビライン設置状況（令和８年３月３１日現在）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	合計
調布市道路線数(路線)	2	1	1	4
自転車ナビマーク・ナビライン整備延長(m)	310	200	290	800

6 都市計画管理事務 予算科目（款・項・目） 40・15・05 [決算書 323～325 ページ]

調布市都市計画マスタープランで示された将来都市像を実現するため、各種交通関連施策と連携し効率的な展開を図るもの

(1) 調布市公共交通活性化協議会

令和７年度は、主に北部地域におけるデマンド型交通の実証実験に関する中間報告や運行計画の見直し及び令和８年度以降の次期地域交通に関すること、並びに今後の本市における「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとなる地域公共交通計画について協議し、計画策定に至った。

ア 概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第６条第１項の規定に基づき、同法第５条に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議及び同計画の実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法に基づき、調布市内の需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、各地域の実情に即した旅客輸送を実現するため、設置するもの

イ 委員構成等

市民（４人）、学識経験者（２人）、公共交通事業者（６人）、公共交通事業者労働組合（２人）、福祉関係者（１人）、関係行政機関（７人）、市職員（１人）をもって組織。

男１９人、女４人

ウ 開催状況

区分	開催等	主な内容
第1回	令和7年7月2日 文化会館たづくり12階 大会議場	・会長及び副会長選出 ・地域公共交通計画に関する令和7年度の取組について ・北部地域デマンド型交通実証実験について ・その他
第2回	令和7年12月24日 文化会館たづくり12階 大会議場	・地域公共交通計画について ・北部地域の地域公共交通について ・バスのりば案内及びバス停のデジタルサイネージ化について ・その他
第3回	令和8年2月13日 調布市役所5階 市長公室	・地域公共交通計画について ・北部地域における地域公共交通の取組状況について ・その他

(2) 調布市バリアフリー推進協議会

平成２４年３月に策定した調布市バリアフリー基本構想が目標年次を迎えたことや、改正バリアフリー法に伴い、内容の見直しを行い、バリアフリー化を促進する地区とその方針について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」と、移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置付ける「調布市バリアフリー基本構想」を令和４年度に策定した。

また同年度、この基本構想に基づき、施設設置管理者がそれぞれ作成した特定事業計画について調布市バリアフリー推進協議会の中で内容を確認し、「調布市バリアフリー特定事業計画」として取りまとめた。

令和7年度は令和6年度に引き続き市民部会の委員を中心として、令和7年度末に完成予定の調布駅前広場において、まち歩きを行いながらバリアフリーに関する細やかな聞き取りをする意見交換会（令和7年11月19日）を実施した。また、バリアフリー推進協議会を1回（令和8年2月6日）開催し、前述の市民部会の結果報告と特定事業計画の主な実施事業及び今後の進め方について、報告を行った。

ア 概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条の規定により、調布市バリアフリー基本構想の策定及びバリアフリーに関する各種事業の円滑な推進のため、設置するもの

イ 委員構成等

市民（2人）、学識経験者（2人）、公共交通事業者（3人）、商工関係者（1人）、福祉関係者（6人）、関係行政機関（5人）、市職員（2人）をもって組織。男14人、女7人

7 国領駅南口市営駐車場事業 予算科目（款・項・目）40・15・13〔決算書327ページ〕

国領駅周辺をはじめとする中心市街地の活性化対策や公共公益施設利用者の利便性向上のため、施設を運営するもの

(1) 施設概要

ア 運営形態 24時間年中無休営業 時間貸し及び定期貸し併用

イ 所在地 調布市国領町3丁目1番地38（ココスクエアビル内）

ウ 延床面積 10,888.67㎡

（専有部分 9,817.15㎡ 共有部分 1,071.52㎡）

エ 収容台数 327台

オ 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下1階～地上6階のうち地上3階～6階

カ 開設 平成14年4月1日

(2) 利用状況

ア 施設利用状況

月	区分	使用台数(台)		回数券売上枚数(枚)	
		普通使用	定期契約	30分回数券	1時間回数券
4		15,020	237	20,242	10,863
5		15,546	234	20,066	10,594
6		15,675	227	330	11,885
7		16,807	228	20,066	10,583
8		16,688	240	10,308	11,094
9		15,534	220	10,066	10,044
10		16,469	229	20,308	10,583
11		14,916	215	20,176	11,753
12		15,905	237	20,132	10,638

	1	14,507	207	154	10,352
	2	13,895	218	11,154	11,555
	3	15,383	235	20,154	10,363
合 計	令和7年度	186,345	2,727	173,156	130,307
	令和6年度	186,077	2,795	162,134	128,482

イ 普通使用に伴う割引及び減免制度利用状況 (単位：件)

区分 月		夜間最大使用料1,000円	すこやか利用者に対する減免件数
	4	25	405
	5	37	424
	6	60	460
	7	31	526
	8	26	691
	9	29	604
	10	30	570
	11	48	403
	12	28	344
	1	39	343
	2	22	431
	3	43	537
合 計	令和7年度	418	5,738
	令和6年度	403	4,467

ウ 施設整備状況

令和7年度は、4月に充電設備の設置工事を行い、4月末に設置工事が完了した。令和7年5月20日から電気自動車（EV）の充電設備供用開始。

建 築 指 導 課

1 建築審査会 予算科目（款・項・目）40・05・15〔決算書305～307ページ〕

建築基準法（以下「法」という。）に基づく同意、審査請求に対する裁決及び特定行政庁の諮問に応じた重要事項の調査審議を行うもの

(1) 審査会の名称 調布市建築審査会

委員構成 学識経験者（法律・建築・都市計画・行政（5人）） 男3人、女2人

(2) 開催回数 9回

回	開催日	案件数 (件)	内容
第319回	令和7年4月16日	2	法第43条第2項第2号許可
第320回	令和7年5月21日	3	法第43条第2項第2号許可
第321回	令和7年7月16日	1	法第43条第2項第2号許可
第322回	令和7年8月20日	6	法第43条第2項第2号許可
		1	法第48条第1項ただし書許可
第323回	令和7年10月15日	2	法第43条第2項第2号許可
第324回	令和7年11月19日	7	法第43条第2項第2号許可
第325回	令和7年12月17日	3	法第43条第2項第2号許可
第326回	令和8年2月18日	1	法第43条第2項第2号許可
第327回	令和8年3月11日	5	法第43条第2項第2号許可

2 建築指導管理 予算科目（款・項・目）40・05・15〔決算書307ページ〕

法に基づく建築確認申請等の指導、受理、審査、許可、違反建築物の取締り等の業務を通じて、建築物が安全かつ衛生的であることを目指し、都市計画に整合する住みよい街づくりや健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とするもの

(1) 中高層建築物の標識設置届と建築紛争取扱件数

標識設置届 (件)	区分	あっせん件数 (件)	調停件数 (件)	調布市建築紛争調 停委員会開催回数 (回)
6	継続	0	0	0
	新規	0	0	0
	計	0	0	0

(2) 調布市建築紛争調停委員会

市長の意見の求めに応じ、必要な調査審議を行い、意見を述べるとともに、市長の諮問に応じ、紛争の予防と調整に関する重要事項について調査審議するもの

委員構成 学識経験者（環境・法律・都市計画（3人）） 男2人、女1人

(3) 定期調査・検査の報告件数

適法状態の維持と安全確保を目的として、多くの人が利用する建築物及び建築設備について定期的に調査等を実施し、その結果を特定行政庁に報告するもの

区分			特定建築物	防火設備	昇降機等	その他の 建築設備
法第12条 第1項 又は 第3項	令和7年度対象件数A(件)		307	507	1,962	1,566
	報告 件数	件数B(件)	275	371	1,945	1,426
		割合B/A(%)	89.5	73.1	99.1	91.1

(4) 確認申請等件数

ア 確認済証交付件数

建築物や工作物等を建築する際は、建築計画を市又は指定確認検査機関に提出し、建築主事等又は確認検査員は、その建築計画が建築基準法や関係法令等に適合しているかどうかを審査し確認を行う。指定確認検査機関においては、道路敷地関係調査票を市へ照会し、接道状況や申請敷地周辺を含めた適法性について、市が確認し必要に応じて指導を行っている。

(単位：件)

年度			5年度		6年度		7年度	
種別			市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関
建築物	一般	法第6条第1項第1号	1	34	0	44	0	32
		法第6条第1項第2号	1	62	0	60	2	631
		法第6条第1項第3号	2	70	1	79	5	37
		法第6条第1項第4号	4	629	8	695		
	公共(計画通知)		11		16	0	5	0
	合計		19	795	25	878	12	700
工作物	一般		0	11	0	1	0	2
	公共(計画通知)		0		0	0	0	0
	合計		0	11	0	1	0	2
建築設備	一般		0	33	0	26	0	23
	公共(計画通知)		1		0	0	3	0
	合計		1	33	0	26	3	23
	総合計		20	839	25	905	15	725
	割合		2.3%	97.7%	2.7%	97.3%	2.0%	98.0%

イ 検査済証交付件数

工事完了後、市又は指定機関において完了検査を行い、法適合を確認できた場合は、検査済証を交付する。

(単位：件)

年度			5年度		6年度		7年度	
種別			市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関
建築物	一般	法第6条第1項第1号	0	48	1	37	0	32
		法第6条第1項第2号	0	82	0	48	1	638
		法第6条第1項第3号	1	66	1	58	5	62
		法第6条第1項第4号	3	513	9	583		
	公共(計画通知)		11		11	0	14	0
	合計		15	709	22	726	20	732

工 作 物	一般	1	3	0	3	0	2
	公共(計画通知)	0		0	0	0	0
	合計	1	3	0	3	0	2
建 築 設 備	一般	1	29	1	29	0	28
	公共(計画通知)	1		1	0	4	0
	合計	2	29	2	29	4	28
	総合計	18	741	24	758	24	762
	割合	2.4%	97.6%	3.1%	96.9%	3.1%	96.9%

(5) 主な許認可申請等条項別件数

ア 仮使用認定（法第7条の6第1項・法18条第24項）

検査済証の交付を受けるまで使用が制限される建築物について、一定要件の下で使用を認めて認定するもの

（単位：件）

5年度	6年度	7年度
1	2	1

イ 接道認定（法第43条第2項第1号）

建築基準法上の道路に接道していない建築物について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合に、特例として認定するもの

（単位：件）

5年度	6年度	7年度
2	2	4

ウ 接道許可（法第43条第2項第2号）

建築基準法上の道路に接道していない建築物について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て、許可するもの

（単位：件）

5年度	6年度	7年度
29	17	29

エ 道路内建築許可（法第44条第1項）

道路に公衆便所・巡査派出所などの公益上必要な建築物や公共用歩廊などを建築する際、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可するもの

（単位：件）

5年度	6年度	7年度
0	1	0

オ 用途地域許可（法第48条）

建築できない用途において、特定行政庁が周辺市街地環境を害するおそれがない又は公益上やむを得ないと認めて建築審査会の同意を得て許可するもの

（単位：件）

5年度	6年度	7年度
3	1	1

カ 日影許可（法第56条の2）

増築、改築、移転において、条例で指定する時間以上の日影となる部分が生じた場合、特

定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可するもの

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
1	1	0

キ 仮設許可（法第85条）

応急仮設建築物や仮設店舗など、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、1年以内もしくは施工上必要と認める期間は、特例として許可するもの

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
2	2	0

ク 一団地認定（法第86条第1項・第86条の2第1項）

一敷地一建築物が原則の中、一敷地に2以上の用途上可分の建築物を建築する際、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、一の敷地とみなし認定するもの

(単位：件)

区分	5年度	6年度	7年度
一団地認定（法第86条第1項）	0	0	0
一団地区域内建築物以外の建築の認定（法第86条の2第1項）	4	4	0

※ 大規模団地である緑ヶ丘団地や多摩川住宅などを認定

ケ 誘導容積型地区計画区域内における建築物の容積率の認定（法第68条の4第1項）

道路などの公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導していくため、容積率を2段階に定めており、公共施設の整備に応じて、高い方の容積率（目標容積率）を適用するために認定するもの（仙川駅周辺地区・調布駅周辺地区・布田地区・京王多摩川駅周辺地区）

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
0	3	1

コ 街並み誘導型地区計画区域内における建築物の容積率及び高さの認定（法第68条の5の5第1項・第2項）

地区計画の内容に適合し、一定の条件を満たす建築計画とした場合、前面道路による容積率制限や斜線制限を緩和し、地区計画で定められた良好な街並みを誘導するために認定するもの（仙川駅周辺地区・調布駅周辺地区）

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
2	0	0

サ 都市計画施設内建築許可（都市計画法第53条・第65条）

都市計画道路等の区域内や都市計画事業の認可等を受けた都市計画施設等の事業地内に建築物を建築しようとする場合に、事業の施行の障害のおそれがないと認めたものに許可するもの

(単位：件)

区分	5年度	6年度	7年度
都市計画施設区域内 (都市計画法第 53 条)	54	62	74
都市計画事業地内 (都市計画法第 65 条)	14	5	5

(6) 証明発行件数

既存建築物の調査や適正な不動産売買のため、建築許可確認申請受理台帳証明、建築計画概要書（写し）及び道路位置指定原図（写し）を交付するもの

(単位：件)

建築許可確認申請受理台帳証明	2, 216
道路位置指定図原図の写し	1, 349
建築計画概要書原図の写し	3, 989

(7) 相談件数

建築計画における建築基準法関係規定の取扱いや道路種別等について、窓口で相談を受けるもの

建築・道路等相談 1, 494 件

(8) 公聴会

用途制限に関する許可や壁面線及び予定道路の指定、建築協定の認可等を行う際には、公開による意見の聴取を行う必要があるため、開催するもの

(9) 道路の位置の指定等

ア 計画道路（法第 42 条第 1 項第 4 号）

道路法、都市計画法等に基づく道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定するもの

(単位：件)

指定	一部取消	変更	取消
2	0	0	0

イ 位置指定道路（法第 42 条第 1 項第 5 号）

築造する道で、土地所有者からの申請により特定行政庁がその位置の指定をするもの

(単位：件)

指定	一部取消	変更	取消
2	2	3	1

ウ 2 項道路（法第 42 条第 2 項）

建築基準法制定時に建築物が立ち並んでいる幅員 4 m 未満の道で、特定行政庁が指定したもの

(単位：件)

指定	一部取消	変更	取消
0	0	0	0

(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に関する届出等

建設資材の分別解体や再資源化等を促進するため、一定規模以上の建築物の解体等を行う場合、建設資材の再資源化に関する届出（公共工事は通知）が必要となるもの

(単位：件)

届出	通知	変更
476	89	12

- (11) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）に基づく認定等
建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、新築、増築及び改築を行う建築物の基準適合義務の規制措置と誘導基準に適合した建築物の容積率特例等の誘導措置を一体的に講じたもの

(単位：件)

届出	適合性判定	性能向上計画認定	表示認定
	2	0	0

※ 7年度より省エネ法に係る届出対象であった住宅用途建築物は、省エネ基準への適合が義務化され届出制度は廃止

- (12) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域（建築物再エネ促進区域）における形態規制に係る特例許可

市が定める再エネ利用設備の設置に関する促進計画に適合する建築物に対する高さ制限、容積率制限、建蔽率制限の特例として許可するもの

(単位：件)

7年度
0

- (13) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数
低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物を認定するもの

(単位：件)

認定件数	一戸建ての住宅	共同住宅等	その他の建築物
11	8	3	0

- (14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定件数
長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を認定するもの

(単位：件)

認定件数	一戸建ての住宅	共同住宅等
195	192	3

- (15) 建築物のバリアフリーの認定等

ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定（第17条関係）
誘導基準により廊下、便所等の建築物特定施設の床面積が通常よりも大きくなる部分について、特定行政庁が認定するもの

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
0	0	0

イ 調布市福祉のまちづくり条例に基づく届出

高齢者、障害者を含む全ての人が円滑に利用できる都市施設の整備を目的として、基準適合状況について届出するもの

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
10	10	10

(16) 東京都条例に基づく認定

ア 東京都建築安全条例に基づく認定（第10条第4号関係）

特殊建築物は路地状部分のみによって建築基準法上の道路に接する敷地では建築が制限されるが、特定行政庁が建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により安全と認める場合に認定するもの

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
1	1	3

イ 東京都駐車場条例に基づく認定（第17条の5第3項・第18条第1項・第19条の2第1項関係）

特定地域内で一定規模以上の建築物を建築する場合、駐車場施設の設置を義務付けられているが、特定行政庁が、特殊な装置を用い有効に駐車できること、敷地の位置により特にやむを得ず、また、支障がないと認める場合に認定するもの

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
1	3	6

ウ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例に基づく認定（第14条関係）

高齢者、障害者を含む全ての人が円滑に利用できるように、廊下の幅員や建築物の出入口を建築物移動円滑化基準に適合させなければならないが、特定行政庁が、建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合に認定するもの

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
1	1	1

(17) 違反建築物等の取扱い

ア 違反建築物等取扱件数

違反摘発件数 (件)	是正件数 (件)	陳情延べ 件数(件)	現場実査 延べ件数(件)	除却床面積 (㎡)
5	1	46	1,533	8.88

イ 違反建築物の内訳

(単位：件)

区分	違反件数
確認申請手続(法第6条)	5
構造耐力(法第20条・法第36条)	0
耐火構造(法第27条・法第36条)	0
敷地と道路(法第43条)	0
用途地域(法第48条)	0
容積率(法第52条)	0
建蔽率(法第53条)	0
高さ・斜線制限(法第56条・法第56条の2・法第58条)	0
その他(東京都建築安全条例を含む。)	0
計	5

3 建築物防災対策事業 予算科目（款・項・目） 40・05・15〔決算書307ページ〕

大規模地震発生直後の被災建築物について、危険度を応急的に判定して二次災害を防止する活動や、災害が発生した場合に被害が大きくなると予想される建築物への立入調査等、災害時の被害拡大や被害の未然防止を目的とするもの

(1) 調布市耐震改修促進計画に関すること

平成20年3月に策定した調布市耐震改修促進計画の計画期間が令和7年度末であったため、令和8年3月に令和8年度から10年間の新たな計画を策定した。なお、耐震改修促進施策検討委員会を3回開催した。

(2) 応急危険度判定制度

震災時に建築物が被災した場合、余震による建築物の倒壊や落下物等による二次災害を未然に防ぐため、建築士及び建築施工管理技士の資格を有する市内在住・在勤者のうち、東京都建築防災ボランティア制度により登録された判定員は危険度の判定活動を行うため、実施本部である市は体制の整備と判定員の勧誘・育成に努めている。令和7年度は、「ちょうふ判定員だより」をこれまでの紙面による発行から電子に切り替え、市ホームページでも公開した。登録判定員を対象にメールによる「ちょうふ判定員だより」の情報提供と連絡訓練を実施し、実施本部と判定員の連絡体制強化を図った。

(3) 建築物の調査・査察

建築物の適正な維持管理による安全性の確保、所有者や管理者等の防災意識の向上、安全知識の普及啓発及び注意喚起等を目的として、多くの人々が利用する建築物の現地調査を実施している。

(4) 建築物の浸水対策

近年多発する豪雨による建築物の浸水被害対策として、「調布市建築物浸水予防対策に関する要綱」を制定した。令和3年10月からは調布市洪水ハザードマップの浸水想定（予想）区域で地下室を有する建築物の計画に対して、被害の予防や減災を促すべく届出を求めている。

（単位：件）

5年度	6年度	7年度
1	4	5

4 特定空き家等対策事業 予算科目（款・項・目） 40・05・15〔決算書309ページ〕

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家の認定等により、市民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、安全かつ安心なまちづくりを目指し市内の空き家対策を推進するもの。

令和5年12月の法改正前は特定空き家に対する事後的対応に限られていたが、改正後は管理不全空き家が定義され、早期の指導・勧告による未然防止が可能となった。

(1) 令和7年度活動実績

令和2年度に実施した実態調査の結果、適正管理が行われていない空き家と報告された195件について、令和3年度に行った現地調査に基づき、優先的に対処すべき物件の建物所有者等への直接訪問、適正管理を促す要請文書の送付等による個別対応を継続して行った。なお、令和7年度に実施した実態調査では、管理不全空き家候補が176件と報告された。

令和7年度の空き家全般に関する苦情等相談が54件あり、主に繁茂や害虫等の生活環境に影響のある相談が多く、これら対応を環境政策課と連携して行った。

(2) 相続財産清算人選任申立

管理不全の状態にあり、老朽化の進行により周辺環境への影響が懸念されている管理不全空き家のうち、名義人は死亡しているが、相続人の存否および所在は不明であり、適正な管理および必要な措置を講じることが困難であるものについて、当該相続財産の処分を目的として家庭裁判所に対し相続財産管理人の選任申立を行った。

(単位：件)

7年度
1

(3) 調布市特定空き家等認定審査会

ア 概要 調布市空き家等の対策の推進に関する条例に基づき、認定に関する諮問を処理するもの

イ 委員構成 学識経験者（5人） 男3人、女2人

回	開催日	内容
第1回	令和7年6月18日	空き家等の現状について 管理不全空き家等に対するガイドラインについて 令和7年度空き家実態調査について 特定空き家諮問案件の経過について
第2回	令和7年10月10日	特定空き家諮問案件の経過について 所有者不明土地の清算人申立について 令和7年度空き家実態調査の実施状況について
第3回	令和8年3月25日	所有者不明土地の清算人申立後の状況について 管理不全空き家等に対するガイドラインについて 令和7年度空き家実態調査について 緊急安全措置の実施について 令和8年度の予定について

5 擁壁・がけ防災対策事業 予算科目（款・項・目）40・05・15〔決算書309ページ〕

近年、災害の激甚化・頻発化により、甚大な被害が発生しているとともに、今後、気候変動に伴い災害リスクがさらに高まっていくことが懸念される中、擁壁・がけ等の対策を総合的に実施するもの

(1) 実態調査

市内には擁壁やがけが多数存在し、その多くが建築物の敷地を形成していることから、安全性を確認し、所有者に対して改善の働きかけを行うことが重要である。令和7年度は基礎調査で抽出した擁壁・がけ候補地について、令和6年度に引き続き、移動式測量システムにより点群データを取得し、擁壁等の健全度判定を行った。また、調査結果に基づき、所有者へ個別配布により適正管理の啓発を行った。

(2) 擁壁等支援

ア 擁壁・がけコンサルタント派遣

擁壁及びがけの所有者等に対して、安全化対策に関する助言を行う専門家を無料で派遣するもの

(単位：件)

5年度	6年度	7年度
1	8	20

※7年度の20件のうち、17件は8年度へ繰越している。

イ 土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣

専門家を現地に派遣し、土砂災害警戒区域等の現地状況を調査し、調査結果を踏まえて、

土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けた対策に関する助言を行う専門家を無料で派遣するもの

(単位：件)

6年度	7年度
2	1

※ 7年度の1件は、8年度へ繰越している。

ウ 擁壁築造工事費助成

2 m以上の安全な擁壁を新たに築造する方に対し、工事費の一部を助成するもの

(単位：件)

6年度	7年度
0	0

エ 土砂災害対策工事費助成

土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる対策工事について、工事費の一部を助成するもの

(単位：件)

6年度	7年度
0	0

